

## 第 4 日

1. 令和3年3月15日午前10時00分招集
2. 令和3年3月15日午前10時00分開会
3. 令和3年3月15日午後 6時25分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木宏太	2番 白木 淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 竹下周三	6番 高木洋一郎
7番 秋丸要一	8番 松村慶次	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池恭一
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	中 嶋 光 浩	書 記	西 原 利 沙
-------	---------	-----	---------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税 務 住 民 課 長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商 工 観 光 課 長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	住 民 課 長	有 働 和 明
農業委員会事務局長	松 尾 修	学 校 教 育 課 長	下 津 隆 晴
社会教育課長	前 淵 康 彦	病 院 事 務 部 長	池 上 圭 造
特 養 施 設 長	樋 口 幸 広		
12. 議事日程
  - 日程第1 議案第6号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
  - 日程第2 議案第7号 和水町国民健康保険条例の一部改正について
  - 日程第3 議案第8号 和水町介護保険条例の一部改正について
  - 日程第4 議案第9号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
  - 日程第5 議案第10号 和水町学校教育施設整備基金条例の制定について
  - 日程第6 議案第11号 和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

- 日程第7 議案第12号 和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第13号 和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 議案第15号 令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第16号 令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第17号 令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第18号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第19号 令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第20号 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第21号 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第17 令和3年度 当初予算審査報告について
- 日程第18 議案第22号 令和3年度 和水町一般会計予算
- 日程第19 議案第23号 令和3年度 和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第20 議案第24号 令和3年度 和水町介護保険事業会計予算
- 日程第21 議案第25号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第22 議案第26号 令和3年度 和水町住宅用地造成事業会計予算
- 日程第23 議案第27号 令和3年度 和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第24 議案第28号 令和3年度 和水町下水道事業会計予算
- 日程第25 議案第29号 令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第26 議案第30号 令和3年度 和水町春富財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第31号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算
- 日程第28 議案第32号 令和3年度 和水町病院事業会計予算
- 日程第29 議案第33号 南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について
- 日程第30 議案第34号 和水町斎場条例の廃止について
- 日程第31 議案第35号 町道の路線認定について
- 日程第32 議案第36号 新町建設計画の変更について
- 日程第33 議案第37号 財産の処分について（旧神尾小学校・土地）
- 日程第34 議案第38号 財産の減額譲渡について（旧神尾小学校・建物等）
- 日程第35 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第36 同意第1号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第37 同意第2号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 同意第3号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 同意第4号 和水町農業委員の任命について
- 日程第40 同意第5号 和水町農業委員の任命について

- 日程第41 同意第6号 和水町農業委員の任命について  
日程第42 同意第7号 和水町農業委員の任命について  
日程第43 同意第8号 和水町農業委員の任命について  
日程第44 同意第9号 和水町農業委員の任命について  
日程第45 同意第10号 和水町農業委員の任命について  
日程第46 同意第12号 和水町農業委員の任命について  
日程第47 同意第13号 和水町農業委員の任命について  
日程第48 同意第14号 和水町農業委員の任命について  
日程第49 同意第11号 和水町農業委員の任命について  
日程第50 同意第15号 和水町教育委員会委員の任命について  
日程第51 町立病院・特別養護老人ホーム検討特別委員会報告について  
日程第52 発議第1号 和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の  
期限を変更する決議について  
日程第53 発議第2号 和水町議会会議規則の一部改正について  
日程第54 陳情等の委員会付託等について  
日程第55 閉会中の継続審査について  
日程第56 閉会中の継続調査について  
日程第57 議員の派遣について
- 

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

上程された議案に対する審議、採決となっております。

和水町立病院事業管理者、志垣信行君から10日の会議の発言について、訂正したいとの申出がありましたので、会議規則第64条の規定により許可いたしました。

訂正はお手元に配付しましたとおりです。

---

日程第1 議案第6号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、議案第6号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第7号 和水町国民健康保険条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第2、議案第7号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第3 議案第8号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第3、議案第8号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第8号「和水町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第9号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第9号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。

この案件についてですね、若干、町としての心構えというか、取組方についてですね、質問いたしたいと思います。

ページ数30の7ページですね、その中で（9）虐待の防止のための措置に関する事項ということで定めてありますけれども、

○議長（蒲池恭一君） ちょっと池田議員すみません。分かった、ページ数。ページ数が37ページですか。

○10番（池田龍之介君） いやいや、30の中の7ページ。

○議長（蒲池恭一君） 30の中の7ページですね、はい。

○10番（池田龍之介君） の（9）ですね。虐待の防止のための措置に関する事項というのを定めてありますけれども、皆さん御承知のようにですね、新聞等であってございました和水町にある、これとは別体系の施設ではありますけれども、逮捕者も出ているような状況になっております。それで、1ページの中に指定地域密着型のサービス事業は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対して検証を実施する等の措置を講じなければならないということであってあります。町としては、該当施設については徹底した指導を行われるものと思いますけれども、どのような指導の仕方をされるのか。お伺いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の逮捕者が出たということは、この介護保険の施設ではございません。別の施設でございますが、それに関連してということで、どう指導するべきかというお尋ねだと思います。この条例に上げております分はですね、町がしている事業所でございます。定期的なですね、施設長あたりと、職員あたりとですね、話し合いをしながらですね、このようなことがないような手だてはしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 全国的にですね、施設内での虐待等についてはですね、いろいろな報道がなされており、設置指定をする町としてはですね、やはり今、報道されているのは本当の氷山の一角ではないかと、私は思うわけですね。だから、そういうことがですね、万が一にも起こらないようなですね、指導体制をですね、町としてはとるべきじゃないかと、私は思うわけですね。なぜかといいますと、そういったことで、もしニュースになるならですね、町のマイナスイメージにつながるわけですね。だから、そののところが気をつけながらですね、厳正なる指導を行ってほしいと思います。よろしくお願ひしときます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 貴重な御意見ありがとうございます。今後、努力してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） すみません。町長の気持ちをお聞かせください。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま池田議員から御指摘のありました件、非常にこの報道等に出てまいりまして、出てまいるということになれば、本人は元より、この町のイメージも非常に悪い影響を与えるということになりますし、まずは、その人の人権を疎外するということになりますので、そういうことのないようにですね、町としても関係部局対応、全力を挙げて対応してまいりたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第9号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第10号 和水町学校教育施設整備基金条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第10号「和水町学校教育施設整備基金条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 2番、白木です。

この議案第10号のですね、第3条第2項のですね、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるというふうになっておりますけども、今後、この有価証券などに変える予定があるのか。また、それに伴ってですね、運用していこうとか、そういう気持ちで書かれている条文なのか。そこをちょっと知りたいのでお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 白木議員の御質問にお答えいたします。

一応、有価証券等に変える予定はございません。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号「和水町学校教育施設整備基金条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第11号 和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第11号「和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号「和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第12号 和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長(蒲池恭一君) 日程第7、議案第12号「和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号「和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第13号 和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第8、議案第13号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第14号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第11号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第14号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 重点ため池のことになるかと思えますけれども、農業のその整備事業補助金。

○議長（蒲池恭一君） 何ページですか。

○10番（池田龍之介君） 15ページですね。入りが6,335万円と出のほうで、29ページで6,500万円。

○議長（蒲池恭一君） ちょっとマイクを上げてもらっていいですか。ちょっと聞こえづらいです。

○10番（池田龍之介君） 入りのほうで、15ページの農林水産業費、県補助金の中で農業農村整備事業補助金6,335万円、出のほうで、29ページで土地改良事業費として、防災重点ため池ハザードマップ作成業務委託補助金として6,500万円とありますけれども、これはハザードマップ作成事業ということになっておりますけれども、この重点ため池がですね、いろいろな災害で、今、壊れているところがあるかと思えますけれども、もし、そちらのほうで補修工事をしたいというような意思がおありのときは、農業農産の負担金かな。負担金同様なのかどうかをお聞きいたします。

○議長（蒲池恭一君） ハザードマップのことじゃなくて、今、撤回していることの件で聞かれているんですか。ちょっと池田議員、また聞いてください。申し訳ないですけど。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第11号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第15号 令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第15号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第16号 令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第16号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第17号 令和2年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第17号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） このあれは藤田さくらタウンのことであると認識しておりますけれども、収入、歳入のほうで財産収入が4,216万6,000円減額されておりますけれども、これは19区画のうち売れ残った分の減額ではないかと思えます。

それで、19区画のうち2区画は昨年度問題が出たため、まだ販売のほうには至っていないと思えますけれども、何区画売れているのかをお答えください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま池田議員の御質問にお答えします。

今、藤田さくらタウンにつきましては、今現在で10区画が契約済みとなっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありますか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それでは、今、確か私が見に行ったときはですね、3戸ほど建築が進んでいたと思えますけれども、これは売買契約締結後、久井原ニュータウンのときは5年以内に家を建てるような条件項目があったと思えますけれども、このさくらタウンについては、どのような契約というか、そういった縛りを設けているのか、設けていないのか。お尋ねいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えします。

契約から建築のほうは2年以内としております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありますか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番池田です。

それでは、今、10区画売買契約が終了しているということですが、この中で町外って

どうか、県外の方が何名おられるのか。県内での町外の方が何名なのか。それと、町内在住者に何区画売ったのか。教えてほしいと思いますけれども、もし町内の在住者の方にお売りになったならば、このさくらタウンを設立するとき、我々に説明してあった町外移住者、県外移住者を目的として建設をいたしますということでありましたので、もし町内在住者の方に売買契約をされていたら、我々に説明したとは全然違った方向に、この藤田さくらタウンが走っているんじゃないかと危惧をいたしますので、その点、最高責任者として町長はどのようなお考えでこれを許可されたのか。契約に至ったのかをお答えください。よろしくをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） まずは、今、購入された方々の町内・町外を含めての内訳。

そして、もしかして、それをそのようなことになっているのであれば、執行部として答弁を求めます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、町内・町外の内訳ですけど、町内のほうが4件と町外の方が6件となっております。

県外となりますと1件の方が県外で、残りは県内の町外の方というような内訳となっております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） それと、それが私もちよっとすみません。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えいたします。

町外限定というような縛りは、まず入れておりません。

一つは、町外の方へのPR事業を行いますということで、予算のほう減額はしておりますが、福岡等のチラシ等は作成するというような方向で販売のほうを重点的に行っていました。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま池田議員の御質問の件でございますが、今後、誤解が生じないようにですね、私どももしっかり対応してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第18号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第18号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第18号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第19号 令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第19号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第20号 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第20号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第20号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第21号 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第5号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第21号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第21号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

---

○議長(蒲池恭一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第17 令和3年度 当初予算審査報告について

○議長(蒲池恭一君) 日程第17、「令和3年度当初予算審査報告について」を議題といたします。

各常任委員会において、慎重に審査がなされておりますので、各常任委員長に報告を求めます。最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 池田君

○総務文教常任委員長(池田龍之介君) 改めまして、こんにちは。

(こんにちは。)

総務文教常任委員長の池田であります。

それでは、総務文教常任委員会所管課である会計室、議会事務局、監査室、まちづくり推進課、三加和総合支所住民課、学校教育課、社会教育課、税務住民課、総務課の順番で一般会計及び特別事業会計の和水町国民健康保険事業会計、和水町後期高齢者医療事業会計、住宅用地造成事業会計、春富財産区事業会計の令和3年度歳入歳出予算審査を総務文教常任委員6名中、森委員体調不良で欠席の中5名で、去る3月11日、午前9時、12日、午前10時半から二日間にわたり、それぞれの所管課の課長を初め、担当者より予算書並びに説明資料に基づき、懇切丁寧なる説明を受け、予算審査を実施いたしましたので、審査順ごとに和水町議会会議規則にのっとり、

総務文教常任委員会を代表し、報告を申し上げます。

若干、長くなるかと思えますけれども、お付き合いのほど、よろしく願い申し上げます。

まず、11日に実施いたしました会計室から申し上げます。

来年度から従来のデータ送信方法が電話回線を使用していたファームバックングからインターネットバックングに移行し、手数料として支払っていた毎月8,000円から5,000円に削減されるとの説明を受けました。また、資金運用について、肥後銀行30億7,312万円、JAたまな33億4,618万円を定期積立、決済用にはJAたまなに1億7,761万円預け入れ、それに資金運用面として大和証券熊本支店2億円、みずほ証券熊本支店8億円、野村証券株式会社熊本支店2億円、SMB C日興証券熊本支店2億円、総額14億円の株式運用をしているとの説明を受けました。

次に、まちづくり推進課について申し上げます。

歳入総額は6億4,540万7,000円、対前年度比5億2,453万7,000円の増額で、要因としてふるさと応援寄附金の増額であり、6億円を見込んでいたこととありました。分譲地の完売を目指し、住宅造成事業会計より3,398万2,000円の繰入金を充当しているとの説明を受けたところであります。また、歳出総額7億6,817万5,000円、対前年度比4億6,737万7,000円の増額、増額の要因としては、ふるさと応援寄附金の増額に伴う費用の増額と定住促進事業に伴うものであると説明を受けたところであります。

地方路線バス維持補助金について、4月より7路線から玉名山鹿の下津原経由路線廃止になるが、昨年度より増額になっているがという問うたところ、決算が10月ということで減額については補正で行いたいと説明を受けたところであります。

新規事業であろう移住定住支援センター関連事業に問うたところ、現在、菊水ロマン館の県道沿いのバス停の裏あたりに移住定住の問合せや、まちの様々な事業展開の説明ができ、和水町の顔になるような案内所を兼ねた目立つ施設を設立したいけれども、まだ、町おこし協力隊員による構想段階なので、詳細にわたり説明できかねますが、移動が可能なトレーラーハウス等の案も出ているとのこととあり、詳細計画ができ次第、全員協議会等において説明をしたいとのこととありましたので、大いに期待をしていると激励をしたところであります。

また、地方路線バス維持費、乗り合いタクシーでの経費が年々増加しているので、玉名山鹿の定住圏自立構想協定に結んでいることから、将来的にはお互いに自由に往来できるような相乗りタクシーの進化版的な交通システムの確立を目指し、積極的な協議を重ねるようにと、昨年同様促したところであります。

引き続き、住宅用地造成事業会計について申し上げます。

歳入は4,197万8,000円で、未契約分の住宅宅地売払い収入額をもって歳入の総額とし、昨年土壌改良工事を施工した2区画については、地質調査を実施、万全を期し販売を行いたいと。また、民地との境に古い排水路から新しい排水路の整備を行いたい。また、福岡都市圏での宣伝等を実施し、全区画の完売に向けた事業展開を図りたいとの説明を受けました。資料に基づく説明が終わり、まちづくり推進課としてはふるさと納税事業と定住促進事業を中心として、

各種事業に取り組み、まちの振興に向けた施策を展開したいとの思い等の説明を受けたところであり、あります。

また最後に、平成30年4月25日施行の東日本大震災等に伴う合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、被災地以外の市町村についても相次ぐ大規模災害の発生等を踏まえ、合併特例債は合併年度及び、これに続く20年度間発行可能となっており、新町建設計画、計画期間を5年間延長し、令和7年度とするとし、議決後、変更計画を公表いたしますと、事前に説明を受けたところであり、あります。

同様に、時限立法である現行の過疎法の期限が、本年3月末で切れることから、今国会に新過疎法が議員立法として提出予定であり、菅総理の長男が努める東北新社の接待に端を発した件で、国会の予算審議が停滞ぎみで、提出採択に至る期日が不透明感を帯びてきており、我がまちにとっては是が非にも国会の審議が一刻も早く終わることを願うばかりであることを共通認識と捉えたところであり、あります。

次に、三加和総合支所住民課について申し上げます。

数年前より改善に取り組むようにと注意喚起を促していた水供給の件について、専用水道給水ポンプ保守点検業務を実施し、供給総数量を把握し、業務改善に取り組む第一歩としたいとの説明を受けました。先日、全員協議会において建設課より三、四年先をめどに簡易水道事業会計を公会計に移行したいとの報告があつていたので、それより以前に価格の統一を図っておかなければ、急激な価格の高騰を招くおそれがあるので、迅速に対応する改善に努めるようにと、今回も換気を促したところであり、あります。

また、車両管理上、小型免許では違反に当たる2トンダンプを所有しております、その運転手の選定について、中型・大型免許取得者を限定されるようにと注意を促したところでもあります。

次に、春富財産区特別会計について申し上げます。

ここ近年の課題としていた財産区を解散し、まちの財産として管理することで、新役員さんである委員さんのほうから、それぞれの区に持ち帰り解散のことを協議課題として協議を諮りたいと返答をいただいていると説明がありました。解散に難色を示されていた方々も高齢化をし、跡を継ぐ人たちから合併し、十数年を過ぎていることから他地域と歩調を合わせることが肝要であるとの考えが芽生えたことに期待をいたしたいものであります。

次に、学校教育課について申し上げます。

歳入の総額は650万7,000円となっており、主なものは日本スポーツ振興センター負担金として28万3,000円、これは一人当たり455円で、小学生420人、中学生203人を見込んでいるとの説明でありました。そのほか菊水小学校スクールバスの遠距離通学補助金として200万円、奨学金貸与制度の貸付金の返還金231万円、廃校施設の電気代等の利用者負担金として112万6,000円等であり、あります。

次に、歳出について説明に移り、教育総務費として1億3,869万5,000円で、内訳としては、特別支援教育支援員や英語指導助手といった、まち雇用の会計年度任用職員にかかる経費2,935万6,000円、学校のICT支援としてGIGAスクールサポーターの委託料2

90万4,000円が新規として計上しており、事務局費の1億3,010万9,000円、その他廃校の維持管理経費として667万円となっておりますとの説明でありました。

次に、小学校費は前年度計上されていた教科書改訂に伴う経費がなくなり、940万9,000円の減額となり、総額として7,836万7,000円。主なものとしては、スクールバス運行委託料として三加和区域が2,167万2,000円、菊水区域が2,337万3,000円等の学校管理経費が6,830万3,000円とウエートを占めているとの説明であり。

次に、中学校費について、今年度が教科書改訂に当たり、前年度に比べ大きく増加しており、主なものとして、学校管理費3,874万4,000円、教育振興費1,637万8,000円の合計5,512万2,000円であると説明を受け、最後に、学校共同調理場について菊水・三加和それぞれの共同調理場の運営費として8,797万4,000円の計上で、そのうち、人件費が8割を占めているとの説明を受けたところであります。

最後に、今年度から本格的に導入されるICT授業、視察及び菊水・三加和の学校給食の主食を、コロナ禍が落ち着き次第、実施したいと申込みをいたしておきました。

また、心の相談員が配置してはあるが、相談員に相談にいけない子供もいるのではないか。その対応としてタブレットが児童・生徒に一人一人に整備されるので、それを活用したいじめ等の悩み事相談のパーツを導入したらどうか。バーコード管理に移行した図書により一層の充実を図られるように促したところであり、11日における予算審査を終了いたしましたところであります。

次に、12日に実施いたしました社会教育課から申し上げます。

社会教育総務費として、地域と学校の共同した取組として放課後子ども教室、地域未来塾等の事業費、各種社会教育団体への負担金及び補助金、人件費等で3,729万7,000円、公民館費として文集和水の発行経費122万円、三加和公民館の非常用電源設置工事費110万円、高度ワイヤレス受信機等更新工事費318万4,000円等で、総計の3,962万8,000円、文化財保護費として、田中城との関連が深い浦部陣跡の山城調査費414万2,000円、神尾城跡調査報告書作成費116万2,000円等で、総額1,987万7,000円、保健体育総務費として、金栗四三生家の駐車場整備工事費393万4,000円、生家修繕工事費1,376万2,000円、東京オリンピック聖火リレー関係に158万4,000円等に、総額5,868万2,000円、体育施設費としてスポーツ施設の維持管理費の中長期的な経費削減対策として、のり面用リモコン草刈り機等の管理機械導入費に503万3,000円等で、総額の2,980万9,000円、文化財災害復旧費として江田船山古墳や塚坊主古墳の復旧調査費に286万8,000円、田中城跡災害復旧測量設計業務及び土質調査業務委託費に1,167万円等に、総額1,533万6,000円が、それぞれ計上しており、社会教育課の予算総額は1億9,562万9,000円であり、前年度対比としては41%になっているとの説明を受けたところであります。

地域未来塾の現状について問うたところ、30人規模、週1回で実施してあるが、三加和が25名、菊水15名の現状であるとのことでありました。

最後に、金栗生家に赴きトイレの視察、駐車場整備について現地において説明を受けたところ

でありました。

次に、税務住民課について申し上げます。

一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の順に申し上げます。

最初に、一般会計について申し上げます。

歳入の自主財源の基礎となる町税の法人・個人分、前年対比3,962万1,000円の減の3億570万円、固定資産税も前年対比2,360万4,000円の減の4億606万5,000円、軽自動車税は環境性能割りと合計し、前年比118万1,000円増の5,103万7,000円、たばこ税は前年対比101万6,000円減の5,088万9,000円、入湯税は前年対比40万6,000円減の238万5,000円となっており、要因としては、コロナ禍を見越した予算措置であるとの説明を受けたところでもあります。

マイナンバーカードの発行を国・県は7から8割の目標達成を呼びかけているが、我がまちの状況はと問うたところ、人口9,691人に対し、令和3年3月末見通しで27.4%の約2,600人超えであるとの説明を受けたところでもあります。

町民生活分の歳入としては、犬の登録、まち指定ごみ袋処理手数料等で935万4,000円、空家再生等推進事業補助金323万5,000円に対し、歳出は空家実態調査業務委託料等に1,960万円、ごみ収集運搬業務の委託料等に2億1,079万円、うち1億7,436万7,000円を有明広域行政組合への負担金として支出をしているとの説明を受けたところでもあります。

次に、国民健康保険事業会計の歳入歳出総額は13億2,922万9,000円であり、歳入の主なものとしては、国民健康保険税の一般分、退職分の総額2億4,266万4,000円で、歳入の18.3%を占めておる。収納率は96.3%を見込んでいるとのことでありました。参考までに申し上げますと、令和3年1月末現在の一般健康保険者数は2,497名、退職者被保険者数はゼロ人となっております。

次に、保険給付費等交付金は、普通特別交付金総額で9億7,198万3,000円となり、歳入の73.1%を占めており、一般会計からの繰入れは1億1,379万6,000円であり、歳入の8.6%を占めているとの説明でありました。被保険者が医療機関にかかった場合の保険給付費のうち、医療諸費として7億9,606万3,000円、高額医療費として1億3,034万6,000円、合わせて9億2,640万9,000円であり、歳出の69.7%、約7割を占めているとの説明でありました。また、国保事業の制度改正に伴い、県への納付金として医療給付費、後期高齢者支援金、介護給付金として県からの額に基づき、3億2,523万4,000円の支出であるとの説明を受けたところでもあります。特定検診検査の受診率の推移は、受診率目標として掲げている65%に対し、直近3か年では67.5%、66.8%、66.3%と目標数値を上回っていたところ、令和2年度の令和3年1月末の速報値は59.7%と、目標値を下回る見通しとなり、要因としては、このコロナ禍の影響で検診を控えられたのではないかとの推察をいたすところでもあります。

次に、後期高齢者事業会計について申し上げます。

歳入歳出総額は1億8,475万3,000円であり、歳入は、後期高齢者保険料特別・普通

徴収は、合わせて1億853万9,000円であり、歳入の58.7%を占め、一般会計繰入金  
は事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の総額6,801万2,000円であり、歳入の36.  
8%を占めており、保険料と合わせて95.6%を歳入の中で占める割合になっているとの説明  
でありました。

また、歳出は主なものとして、後期高齢者医療広域連合納付金として1億6,212万9,0  
00円、これは被保険者から徴収した保険料を広域連合に負担金として支出するもので、歳出の  
87.8%を占め、令和2年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を  
している経費として665万1,000円を予算計上しているとの説明を受けたところでありま  
す。

最後に、総務課について申し上げます。

総務課においては、想定的なことになろうかと思いますので、御理解・御了承をいただきます  
よう、重ねてお願いを申し上げます。

令和3年度一般会計当初予算は73億7,642万円で、対前年度比6,114万6,000  
円増額、率にして0.8%の増となっており、歳入について町税、分担金、負担金、使用料、手  
数料、繰入金、繰越金等の自主財源は6億6,216万1,000円増で、主な要因は町税が約  
6,300万円、繰越金、約1億9,100万円の減額の一方、ふるさと応援寄附金の大幅な伸  
びを見込み、寄附金が約5億円、基金などからの繰入金が4億2,000万円の増額となったた  
めであり、特に、繰越金に当たっては、前年度に余剰金の処分によって減少した繰越金のみでは  
財源確保ができないことから、財政調整基金から5億円、減債基金から1億5,000万円、公  
共施設整備基金から3,620万円を繰り入れているとの説明を受けたところであります。

基金からの繰入れに依存しない財政運営を望むところでありますけれども、地方交付税もいよ  
いよ合併算定替え方式から一本算定方式となり、今後の財政運営においては、台所事情を十二分  
に考慮いたさなくてはと思うところであるとともに、苦しい状況を執行部だけでなく、議会議員  
としても共通認識を、と捉えるべきであると再認識をいたしたところであります。

町債は5億2,450万円で、対前年度対比5億1,610万円減額しております。これは、  
前年度の総合グラウンド整備事業、せきすい斎苑改修に伴う負担金が収束したことによる減額で  
あると説明を受けたところであります。

町債の内訳は、過疎債が2億5,590万円、道路整備や補助の整備のハード事業分が1億7,  
060万円、子ども医療費助成や土木費助成等のソフト事業分が8,530万円となっており、  
合併特例債は2路線の道路整備測量設計、単県事業負担金等に5,220万円、臨時財政対策債  
が1億4,000万円、また、災害関連では、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業債が4,8  
70万円となっており、道路36か所、河川14か所の復旧にかかるものであり、その他緊急防  
災・減災事業債に550万円、緊急自然災害防止対策事業債に1,120万円、緊急浚渫推進事  
業債に1,010万円を計上しておりますとの説明を受けたところであります。

次に、歳出について申し上げます。

人件費については、令和3年度の定年退職者が7名であることから、退職手当特別負担金、会

計年度任用職員の期末手当や選挙、新型コロナ予防接種業務に当たる職員手当等を含め、総額で約4,100万円の増額となっているとの説明を受けました。

消防関係では、一部事務組合負担金に1億9,168万円、有明広域消防の特殊車両や施設の更新等に伴い増加傾向にありますとの説明を受け、引き続き、公債費について元金・利子の合計総額で10億2,000万円であり、対前年度比2,900万円増となっており、これまでの学校統合事業、学童施設、菊水共同調理場の建設を初め、前年度の総合グラウンド整備事業、せきすい斎苑改修事業等、大型事業が続いたためであるとの説明を受けたところでもあります。

今後の事業で大規模な公共事業によって、公債費の増加が懸念されるので、執行部におかれては、起債による各種事業の縮減に努め、財政の健全化に取り組んでほしい。我々議会議員としてもチェック機能を十分に発揮し、車の両輪のごとく、財政の健全化に努めるべきであると強く思ったところでもあります。

今後の予算編成においては、何を優先すべきか、弱者に寄り添った思いやりのある予算編成を心がけてもらいたいものと強く思ったところでもあります。

所管課である各課とも事業計画と予算計上が適切になされていたことを報告し、これをもって、総務文教常任委員会における令和3年度の当初予算審査報告といたします。

なお、最後に、緊縮財政の中、予算編成において大変な御苦勞があったものと推しはかるのは、私だけではなく、多くの議員が思われているものと推察いたすところであり、予算編成に携わった課長ほか職員の方々の労をねぎらいたいと思います。

以上で、総務文教常任委員会委員長報告といたします。

○議長（蒲池恭一君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

厚生建設経済常任委員長の坂本敏彦でございます。

厚生建設経済常任委員会に付託されました令和3年度一般会計、特別会計、当初予算審査について、委員会を代表して御報告申し上げます。

本定例会において、厚生建設経済常任委員会に付託されました案件は、令和3年度一般会計当初予算における健康福祉課、特別会計当初予算における介護保険事業、特別養護老人ホーム事業会計、国民健康保険和水町立病院事業会計、一般会計当初予算における農業委員会、農林振興課、商工観光課、建設課、特別会計当初予算における簡易水道事業会計、下水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計について、令和3年3月11日、12日の二日間、厚生建設経済常任委員6名と各会計関係職員同席の下、慎重に審査を行いました。

なお、御報告につきましては、抜粋して御報告申し上げます。

まず、一般会計の健康福祉課から御報告いたします。

民生費の国民健康保険事業会計繰出金、特別養護老人ホーム事業会計繰出金を除く、健康福祉

課所管の令和3年度の予算は14億3,075万円となっており、前年度と比較しまして2,384万2,000円の増額となっております。

衛生費の保健衛生費ですが、病院事業会計、簡易水道事業会計、特定生活排水処理事業会計の各繰出金を除く、健康福祉課関係予算は2億2,433万7,000円で、新型コロナウイルス感染予防対策やワクチン接種体制に伴う1億346万円の増額となっております。

また、予防費におきましても、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予算が計上をされています。主なものといたしまして、集団接種業務委託として1,689万4,000円、個別接種業務委託といたしまして2,459万2,000円、人材派遣業務委託1,207万5,000円など、ワクチン接種に必要となる総予算額8,152万1,000円の予算が計上されています。

特別会計である介護保険事業会計当初予算は、前年度より284万5,000円減額の14億7,557万3,000円となっております。令和3年度から始まる第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画並びに介護保険料の見直し作業が、令和2年度に実施をされ、介護保険料の基準額は、第7期と同額の月額5,800円となっております。

健康福祉課につきましては、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種に伴う新規事業が盛り込まれており、ワクチン接種に対し、十分な配慮をして対応していただくようお願いをいたしました。

次に、特別養護老人ホームの審査報告をいたします。

令和3年度から介護保険第8期が開始され、歳入につきましては、報酬単価の改定が行われ、全体では0.7%の増額の見込みですが、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響を考慮され、サービス収入で前年度と比較して336万円の減額の4億4,460万1,000円となっております。

減額の主な理由として、居宅介護サービスのサービス費収入の短期入所生活介護費収入で360万円減額の1,080万円となっております。また、一般会計繰入金は、前年度と比較しまして348万9,000円増加し、4,880万1,000円となっております。また、歳出につきましては、特養と短期入所の一般管理費が前年比139万2,000円減額の4億6,627万4,000円となっており、デイサービスのサービス事業費につきましては92万9,000円増額の2,904万円となっております。また、一般管理費の歳出の中に、特養建設基本設計業務委託料として418万円が計上をされています。

特別養護老人ホームきくすい荘は、今年6月で開設49年と老朽化等の課題があり、早急に新築による建て替えが必要であると、常任委員全員による意見の集約に至りました。

次に、和水町立病院事業会計の審査報告をいたします。

和水町立病院事業会計について、収益的収入及び支出の予算額は、収入・支出それぞれ9億5,413万4,000円となり、前年比4,188万3,000円の増額となっております。

新型コロナウイルスの長期化により減少した患者数の回復努力と、施設機器備品の計画的に充実された予算編成となっております。

また、和木町立病院は、公立病院としての役割をしっかりと担ってきていただいております。今後につきましても、新型コロナウイルス感染症予防接種を初め、町民の生命を守るため、地域医療に貢献していただきますよう、お願いをいたしました。

次に、農業委員会の審査報告をいたします。

主な歳入といたしまして、農業委員会補助金175万5,000円、機構集積支援事業補助金41万8,000円、農地利用最適化交付金156万8,000円、農業者年金事務委託事業収入37万9,000円となっております。

歳出の総額は2,675万4,000円となっており、職員の人件費を除き、主な歳出は農業委員11名と推進委員17名の委員報酬568万7,000円、活動成果報酬156万8,000円、総会等の費用弁償、研修費等の旅費として123万3,000円、農家台帳システム保守委託料105万6,000円、農家台帳システムサーバーリース料として78万1,000円、各協議会の負担金として40万4,000円となっております。

なお、令和3年度につきましては、農業委員と推進委員が交代をされる時期となっております。新しい農業委員と推進委員の方々に農地の集積、集約や遊休農地の解消、非農地化している農地の判断努力をしていただかねばなりません。そのために基幹産業が農業である本町におきましては、事務量に対して職員数が少ないのではないかと、意見の集約に至っております。

次に、農林振興課の審査報告をいたします。

令和3年度農林振興課予算総額2億4,848万3,000円となっております。林業振興費として西山地区地滑り警報器観測保持業務委託料として171万5,000円が計上をされております。人・農地問題解決加速化支援として、農業の高齢化や担い手不足により、実質化に向けた今後の計画を実行すべく取り組む必要があり、地域の中心となる経営体の将来展望など、人・農地プラン実施化を目指してあります。

また、次世代を担う農業者となることを思考するものに対し、就農直後に農業次世代人材投資資金として、1年目から4年目が150万円、4年目と5年目が120万円を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、令和3年度5名を目標と掲げてあります。

昨年7月の豪雨災害による災害対策が計上をされてありました。また、昨年度豪雨災害による農地や水路等の早期の復旧が必要であるとの意見の集約に至りました。

次に、商工観光課の審査報告をいたします。

商工観光課の予算総額は、前年度より1,609万2,000円減額の1億1,398万円となっております。

主な要因として、商工業振興費2,228万3,000円につきましては、前年比6,005万8,000円の減額となっております。毎年指定管理施設の修繕や備品などの更新を行っておりますが、昨年度より修繕等の費用の減少したことによるものとなっております。

観光費4,743万5,000円につきましては、前年度733万2,000円の増額となっており、要因につきましては、観光PRポスターの更新、肥後民家村内の古民家の修繕工事、戦国肥後国衆まつりのPRのための甲冑購入費用となっております。

新型コロナウイルス感染症の中、前年度はほとんどのイベントが中止となり、現在も新型コロナウイルス感染症が終息しない中、コロナ禍の中の新たな様式イベント開催が必要であるとの意見の集約にいたっております。

最後に、建設課の審査報告をいたします。

建設課の一般会計令和3年度歳入歳出予算総額7億1,366万1,000円となっております。

歳出の河川維持費1,725万円の中に、工事請負費の河川維持費伐採及び掘削等600万円、工事請負費河川の氾濫による浸水被害を防止するため、堆積した土砂の除去を行う事業1,125万円が計上をされております。

また、昨年発生した7月の豪雨災害に伴う過年度工事として1億3,019万8,000円が計上をされております。豪雨災害により被害を受けた道路や河川の早い復旧が必要であると意見の集約に至っております。

次に、特別会計の簡易水道事業会計につきましては、歳入歳出予算総額6,971万1,000円となっております。

下水道事業会計につきましては、歳入歳出予算総額8,150万4,000円となっております。

特定排水処理事業会計歳入歳出予算総額1億2,665万2,000円となっております。

以上、三つの特別会計につきましては、今後、経営の見える化を図り、健全な経営のため、企業会計へと移行されるようになっております。

今後も健全な経営と町民にとって安心で安全な環境整備に努めていただくようお願いし、厚生建設経済常任委員会に付託されました案件は、適切であると認めます。

また、年度末のお忙しい中、新型コロナウイルス感染症が終息しない中、対応していただいた職員の皆様、それを支える職員の皆様に心中より感謝を申し上げ、以上で、令和3年度当初予算審査報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） これで、厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で、「令和3年度当初予算審査報告について」を終わります。

しばらく休憩します。1時から再開します。

---

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第18 議案第22号 令和3年度 和水町一般会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第22号「令和3年度和水町一般会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。

質問が3回に限定されておりますので、箇所数がですね、かなりありますけれども、よろしくお願いたします。

まず、第1点、これは予算の金額等々には関係ないんですけども、去年はですね、民生費、社会福祉費の中の障がい者福祉費の中に、

○議長（蒲池恭一君） 池田議員、ページ数をお願いします。

○10番（池田龍之介君） 出のほうで57ページかな。入りか、出だろ。出のほうでですね、57ページ、款の4衛生費、項の保健衛生費、目の1保健衛生総務費の中の節の1報酬、説明の中ですね、自殺対策連絡協議会委員3万4,000円ですけども、これは金額のことじゃなくて、去年は民生費、社会福祉費、障がい者福祉費の中の報酬で予算化されていたと思いますけれども、なぜ、今年度はこちらのほうに組み替えられたのか。その理由をお聞きしたいと思ます。

それと、ページ数、71ページ、款の7商工費、項1商工費、目の商工総務費、10の需用費の中に食料費7万6,000円ありますけれども、この中には説明資料を見ますと企業と懇談会の中に幾らか含まれていたと思います。この会員、懇談会の会員数は幾つあるのか。そうすると、我が町にある企業と捉えておられる割合に対しては幾らなのか。

○議長（蒲池恭一君） 割合に対して、割合。

○10番（池田龍之介君） 割合。企業数法50捉えとって、会員数が20ならば50分の20という意味ですよ。

○議長（蒲池恭一君） 分かるね。

○10番（池田龍之介君） それとめくっていただいて、72ページ、同じく18、節の18負担金補助金及び交付金の中で、山鹿市定住自立圏負担金、圏域地場企業就労支援事業ということになっております34万5,000円、どのような活動をされているのか。

それと、その下、目の2商工業振興費、その中の旅費の中に2万9,000円ですけども、説明資料を見ますと九州道の駅連絡会となっておるみたいですけども、どなたが出席され、今まで研修で得た知識等がありましたら、お聞かせいただきたい。

それと、73ページ、3の観光費、11の役務費、その中でその他手数料3万6,000円、これは肥後民家村内にあるタイムカプセル、多分、熊本県民文化祭において、玉名新玉地域で一番最終日に肥後民家村が会場を担って、そこにタイムカプセルとしていろいろなものが埋められている。それを開封するための予算ではないかと思ますけれども、3万6,000円ぐらいでどれくらいの規模でされようと思っているのか。何をされようと思っているのか。ただ開封作業だけなのかですね。

それと、1ページめくってもらって、75ページ、18の負担金補助金及び交付金、その中に

グリーンツーリズム研究会補助金30万円、メンバーはどういう方々がおられるのかですね。

それと、もう1ページめくってもらって、ページ数、77ページ、2の道路新設改良費、その中で委託料、測量設計業務委託料4,820万円、これは昨年と比べると4,290万円多くなっているけれども、設計の数、委託する数はどれくらいあるのか。

それと、その下の14工事請負費6,900万円、どこの工事をされるのか。

同じく16公有財産購入費1,040万6,000円、土地を購入されるのは、多分、道路改良に伴う土地の購入だろうと思いますけれども、どこをどれだけお買いになられるのか。

それと下、21番、補償金273万4,000円、何の補償なのか。

それと、1ページ開けてもらって、78ページ、道路新設改良費、その中の14工事請負費2億3,800万円、予定はどこをどうされようとしているのか。

同じく、その下の土地購入費127万2,000円、これはどこの分なのか。

それと、その下の橋梁維持費、橋梁定期点検業務委託は前年よりも減っておりますね。それと橋梁補修測量設計、箇所数は何か所で1,100万円なのか。それと、町内の橋梁数はどれだけあって、進捗状況はどのようになっているのか。14番の工事請負費、どこの橋梁補修工事なのか。

以上、それをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁の前に、57ページからいきましょうか、順番にいいですか。

執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

57ページの保健衛生費の保健衛生総務費に自殺対策等が組み込まれたが、いかがなものかというところなんですけれども、確かに、令和2年度までは障がい福祉費のほうで組ませていただいておりますが、精神保健福祉の観点から、こちらの保健衛生総務費で組むべきだというところの決断がありまして組替えしております。よろしくをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 71ページの食料費のところかな。

執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 池田議員の質問にお答えをいたします。

まず、商工費のほうの食料費のほうですね。こちらは、企業と懇話会のほうでの監事会のお茶代であったり、それから懇親会時の一部費用負担を行っているものでございます。

それから、道の駅関係の研修費に関してですが、こちらのほうは昨年度初めて予算を計上しまして、すみません。今年度ですね。初めて予算計上しましたが、コロナ禍の中での開催ができておりませんので、出席はいたしておりません。

タイムカプセルの部分ですが、すみません。タイムカプセル関係ですが、池田議員が申されたとおり、以前ありました県民文化祭関係ですね、あちらのほうでタイムカプセルを埋めておりま

すので、そちらを、まず掘り起こすという部分での手数料を計上いたしているところでございます。

細かい内容につきましてはですね、今からまた検討をしていくところでございますが、当時90名前後の方々のタイムカプセルを埋めているよというふうな状況でございます。

それから、グリーンツーリズム関係の名簿ですが、手漉き和紙の保存会であったり、金栗里娘さんですね。それから、観光協会、三加和温泉郷組合、ふるさとガイドさん、それからロマン館であったり、交流センター、緑彩館ですね。そういったところと一緒にですね、連携を取って実施をしていくところでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えいたします。

今、商工観光のほうから回答がありましたが、企業懇話会について、まちづくり推進課のほうで事務局をもっております。総務のほうでも御説明したとおり、全部で26の団体が、今、入っております。ここは製造業に限って募集をかけておりますので、製造業が新しく入れば、お声かけをしている状況で、割合のほうまでというのは、ちょっと全体的な割合は出してはおりません。

今、食料費につきまして、今、商工観光課長のほうからあったように、お茶代と、その懇親会費等で一部を組んでおります。

また、山鹿の定住自立圏のほうの負担金として組んでいる分につきましては、一昨年に企業のガイドブックのほうを作成いたしました。山鹿市と合同で、その分を新たに、今回、第2弾としてガイドブックのほうを作成をします。山鹿市のほうと合同で企業のガイドブックを作成するというので、その負担金として230万円の15%が和水町の負担ということで計上しております。

一応、以上です。

○議長（蒲池恭一君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの池田議員の御質問にお答えします。

まず、77ページです。12番委託料、測量設計業務委託料、こちらのほうが中路2号線、江田四つ角の改良に伴う測量設計となります。それと栗崎線、それと牧野蜻浦線、この3か所の測量設計を行う予定としております。

続きまして、14番の工事請負費6,900万円、こちらの道路改良工事ですけれども、浦部1号線、寺山線、この2路線を行います。予定としましては、16番の公有財産購入費、土地購入費も浦部1号線、寺山線の土地購入、それと用地補償のほうも補償費が電柱移転等でですね、補償費が発生しているのもあります。273万4,000円はそういったものを支出予定としております。

続きまして、78ページです。

道路新設改良費の14番、工事請負費2億3,800万円、こちらの工事、道路改良工事ですけれども、江田高野線、こちらのほうが予定としましては4契約を予定してしております。それと岩

線、中岩地区の道路改良工事を行う予定です。

同じく土地購入費127万9,000円、補償費912万円、こちらのほうも伐採の補償費と電柱移転。こういったものを支出予定としております。

続きまして、委託料の橋梁点検業務委託料1,300万円、こちらのほうが町内で、まちの橋が175橋あります。5年に一回ですね、サイクルを回してですね、点検をしまっているところ。そういったものを点検業務委託。

あと、橋梁補修測量設計業務委託料1,100万円。

○議長（蒲池恭一君） 今年は何か所すつと。今年は何か所すつと。今年は何か所すつと、そこは。

○建設課長（中嶋啓晴君） 33橋。

○議長（蒲池恭一君） 33か所ね。

○建設課長（中嶋啓晴君） 今年は行います。

それと橋梁補修測量設計業務委託料1,100万円ですけれども、こちらのほうは桃の木橋と津留下橋、こういったものをですね、補修測量設計委託料を支出します。橋梁撤去業務設計委託料500万円ですけれども、こちらのほうが点検でレベル4となつてですね、非常に危険、石組みの石橋となります。こちらのほうが江田高野線の近くにあります古閑橋という橋がありますけれども、そちらのほうの江田高野線の玉名山鹿線とですね、合流するT字路、今、工事測量を行っていますけれども、そちらで通らなくても済むような形、この改良を行うことで通らなくていいようなところをですね、撤去を行う予定としております。

続きまして、14番の300万円の橋梁補修工事、こちらのほうが予定としましては笠石橋と迫丸橋と平々橋、この3橋のですね、補修工事を行う予定としております。

以上で、終わります。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それではですね、建設課、建設課長にお尋ねいたします。

78ページのですね、節で14工事請負費で江田高野線、それと岩線ということでしたけれども、この江田高野線はもう今年度で終わりなのか。それともまだ継続的な事業があるのか。岩線は単年度で終わる、全部終わるのかどうかですね。

それと、その下の橋梁維持費で、橋梁撤去設計業務委託料で古閑橋ということでは言われましたけれども、石橋、石橋といいますと、やっぱり文化財的なおもあいが出てくるんじゃないかと思えますけれども、そちらのほうの業務というか、調査っていうのは社会教育課のほうと横断的な話合いがなされているのかどうか。そのことをお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの池田議員の御質問にお答えいたします。

江田高野線は、予定ではですね、今年度、来年度、令和3年度でですね、完了するように目指

してございましたけれども、どうしても災害復旧のほうを優先させていただきたいという形ですね、令和4年度ですね、開通を目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

続きまして、岩線ですけれども、岩線のほうが、こちらの工事は中岩地区の工事になります。中岩地区はですね、令和3年度で完了させてですね、その後、上岩地区の工事のほうに移りたいというふうに思っております。

続きまして、橋梁の撤去設計業務委託料の古閑橋ですけれども、こちらのほうが来年度ですね、その調査撤去に伴う調査測量、そういったものを行いますので、来年度しようというふうに思っております。今のところですね、文化財のほうとですね、協議をしていないところということになります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） これで3回目になりますけれども、ぜひですね、もし石橋で文化財的な価値があるようであればですね、撤去するんじゃなくて、保存していくほうがいいんじゃないかなと思います。それはなぜかといいますと、各地やはり石橋についてはですね、文化財的な価値がある橋は残されております。うちのですね、もう強いていうならあれですけれども、久米野ニシヨリの裏の久米野のやつは残されておりますよね。ぴしゃっと昔のままの保存で、内田地区のやつが補修をかけてあるわけですよね。あの補修ではですね、ちょっと文化財的な価値はもう薄れてくるんじゃないかなと、私は思うわけですね。もし、その文化財的な価値がある石橋であればですね、そのままの状態というか、崩れないような補修はしなければならないかと思っておりますけれども、そういった価値がある橋はですね、やはり過去の人たちの苦勞して創られた橋ということですね、やはり残すべきじゃないかなと、私は思いますので、その点、来年度から協議は始めたいということでしたのでですね、ぜひ横断的な協議をされてですね、結論を出していただきたいと思いますので、その点、よろしくお願ひしときます。

それと、商工観光課で予算計上はしてあるけれども、実際、まちづくり推進課というのはですね、おかしいですよ。予算組む以上は、やはり主管課が予算を組むべきだろうと思います。よその課に余計な、余計っていうと、語弊がありますがけれども、余裕がある予算を使って事業をするというんじゃないですね、やはり主管課で予算化して事業は展開すべきだろうと、私は思いますので、今後そのようなことがですね、ないような予算編成をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの池田議員の御質問にお答えします。

古閑橋につきましては、私がちょっと見たんですけれども、橋のちょうど中央にですね、欄干が石で組んであります。どうしてもその部分がですね、洪水時あたりにですね、危険というふうな感じでもありますがけれども、移設、例えば展示とかで、そういったことができるならばです

ね、やっていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 予算編成の件ですけれども、御意見を踏まえ検討したいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 7番、秋丸です。

令和3年度の保育料、

○議長（蒲池恭一君） ページ数をお願いします。ページ数。

○7番（秋丸要一君） 入りは、ページ、13ページ、負担金ですね、児童福祉負担金ですね。出がですね、55ページ、3の民生費の保育園、保育園費ですね。これで一応、数字は出ておりますが、収支の差というのは幾らぐらいになっているかということと。

そのうちですね、県や国の補助はどれぐらいあるか。そうしますと、残りの差額は一般会計より出されていると思いますが、それはどれぐらいになるか。まず、御答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時26分

再開 午後1時27分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 秋丸議員の御質問にお答えします。

まず、歳入の13ページですね、保育料保護者負担金554万1,000円、これは神尾保育園のみならず、町内の保育園の保育料となります。

55ページの保育園費につきましては、この経費は神尾保育園のみの経費となります。御承知のとおりです。予算のほうは7,970万4,000円となっております。それに伴う運営費の国・県の補助でございますが、まず、国のほうで、16ページの子供のための教育保育給付費1億1,356万9,000円、それと県のほうは18ページの同じですね、子供のための教育保育給付費県負担金となります5,678万5,000円となります。すみません。神尾保育園だけの、その差引き必要経費というか、差額については、申し訳ございませんが、ちょっと計算しておりません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 前もですね、何か一般質問で、私言ったときに出せないと、分からないという回答がございましたが、これって、しかし、普通運営上、その補助金がどこにあてられるかというのは分かるべきなことだと、私は思います。分からんというのが、何か不思議でたまりませんが、そういうことと。

人件費ですね、保育園の人件費、これは一般の民間と比べて高いのか、安いのか。その辺のところもちょっとお聞きします。

それと、例えば、今、特養とかの繰入金というのが3,500万円とか、4,000万円とか、そういう金額になっておりますけども、保育園のほうはですね、多分、多分ですよ。この倍ぐらいかかっているんじゃないかなというふうに推測しますが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 人件費が高いか、高くないか。そして、よかですか。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 人件費の件で回答いたします。

結論から申し上げますと、民間のそういう調査をしたことはございませんので、なかなか比較して、その結果については、ちょっと分かりません。

ただ、公務員ですので、人勤が毎年ございます。制度によって増減をしますし、給料表もきちんと決められた、この地方公務員という立場の中でですね、運用をいたしております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 2点目の御質問でございます。

繰入金が幾らぐらにかかっているのかというところでございます。

歳出につきましては7,900万円出ているというところでございますが、あとは神尾保育園から頂いている、その保護者さんからの保育料、差引きでございます。それプラス交付税が措置があるというところでもありますので、過去も申し上げたとおりですね、ちょっと交付金、交付税あたりの金額が、計算がしづらいもんですからお答えになるか、ならないと思いますけれども、以上、そういう把握はしております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 最後の質問ですが、先ほど総務課長のほうから給料のことはちょっと言われましたが、ぜひですね、民間との格差というのは、当然、調べてもらわなければならないので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、これだけのですね、繰入れをして、今、運営しているということですが、金額だけのことではないですけどもね。

○議長（蒲池恭一君） 秋丸議員、すみません、繰入れという言葉は不適切ですね。繰入れしていませんので。

○7番（秋丸要一君） 繰入れというか、それだけかかっているということでしょう。費用がかかっているでしょう。

○議長（蒲池恭一君） 繰入れじゃありませんので、繰入れという言葉は不適切ですよ。

○7番（秋丸要一君） じゃあそれだけ保育園料が必要だということですよ、それでいいですか。

○議長（蒲池恭一君） はい、いいです。

○7番（秋丸要一君） そうしますと、これよければ、民営化の方向というのは執行部で考えておられるか。その方向性については、どういうふうに思っておられるか。答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 保育園の民営化については、町長が答弁しましょうか。

町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 御承知のとおり、三加和地区には民間の保育園が2か所、町が運営しているのが1か所、3か所あるわけですけれども、現在までこの辺の統合についての協議・検討は、まだ今のところやっておられません。おっしゃることは分かりますけれども、何らかの形でですね、時期を見て対応をせなんのは事実かと思えます。

○議長（蒲池恭一君） ほかはよかったですね、よかったかな。

ほかに何か、よかったですね。ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第22号「令和3年度和水町一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第23号 令和3年度 和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第23号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（蒲池恭一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第23号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第24号 令和3年度 和水町介護保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第24号「令和3年度和水町介護保険事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 7番、秋丸です。

ページ数は13ページです。の一番上ですね、介護予防生活支援サービス事業費ですね、その節ですね、この見守り支援事業委託料150万円ですね。これは新規事業のことですが、その新規事業がですね、必要になった背景、その内容と効果どういう見込みをしておられるかということですね。

それと、算出金額の根拠、この点について御回答をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 秋丸議員の御質問にお答えいたします。

見守り支援事業の委託料、新規事業でございますが、まず、事業のいきさつということでございます。これは、まず、御高齢になられました住民の方が安否確認でございますけれども、特に独居でお住まいの方とかですね、そういう方たちを見守りを支援するということで考えております。いろんなその見守りの支援の仕方ありますが、今、考えている内容が移動販売いろいろありますけれども、そういった事業所あたりにですね、投げかけをしまして、訪問販売していただくときに、若干様子をうかがって、いろんな御状態の確認をするというところの内容でございます。

予算につきましては、月、お1人当たりその見守りを500円の300ケースで考えております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 費用対効果のところっていうとどうなるのかな。費用対効果、費用に対

する効果はと言われていますので、そこはどぎゃんふうに。

○健康福祉課長（坂口圭介君） 費用対効果のその御説明に、ちょっとそぐわないかもしれませんが、これは介護保険事業会計の中で組み込まれる事業でございます。町負担は12.5%ということで、町の持ち出しは150万円ですので、全体事業はですね、12.5%かけると、大体18万円程度で収まるということでございます。

これは、交付金事業にもあてられまして、こういった事業展開をいたしますと、強化事業の交付金で少しお金がもらえるようになりますので、そこら辺では費用は補えるというところでありまして、それにかつ高齢者の見守り支援が充実していくんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 今の答弁ありがとうございました。

しかしですね、私が思うには、これはさっき見守り支援とか、安否確認っておっしゃいましたよね。これは今、社会福祉協議会が弁当の宅配というか、月に一回やっていますよね。あれも安否確認やないんですか。

それと、あと重複していますよね。

それとですね、もう今、移動販売っていわれましたけども、移動販売だけじゃなくてですよ、例えば、郵便配達さんも、牛乳配達さんも、新聞配達さんもおられますよね。ある意味では安否確認にもなります。そこに特化したというのがですね、何かちょっと趣旨違うんじゃないかなと、だって、商売でいって、その方がですよ、その移動販売の方がですよ、今、例えば、あれはそうか。300名っておっしゃったですよ。それは高齢者から割り出したということですよ。この資料には230って書いてあったじゃなかですかね。230じゃなかった。

○議長（蒲池恭一君） 250か。

○7番（秋丸要一君） 250やったかな。ちょっとさっき違いますよね、300とおっしゃってね。その数も、ちょっと私もどうかなと思っただけでも、その方が今、把握している250人の方っていうのが、そこのお得意さんだったら、500になったらまた倍払わなんごっなるかなですか。それから言わせるとね。全部を網羅するわけやないから、何かその辺、私はですね、例えば移動販売はいいですよ。移動販売で買物弱者の人を助けるというのは、私は町としても政策的には絶対必要だと思います。その方たちが町の要請でというであれですけども、行ってもらって、弱者の救済というかな。そういう形になりますよね。そうしますと、でも、そこはやっぱり回ってるけども、もう赤字で、もうどうもいかんと。だけんもう回らんと、ならすまんばってんが、行ってくださいというて支援するのは、私は理にかなっていると思うんですよ。だから、そういう支援の仕方、ガソリン代でも、価格、値段は別ですよ。別として、何か燃料費、ガソリン代かな。そういうのを支援するとか。そういう在り方だったら、私は趣旨には物すごく賛成しますよ。

しかし、これはですね、例えば、民生委員さんもおって、区長さんもおつとですよ。安否確認

とかぐらいだったら、その人たちにもできますよね。だから、これは趣旨に反してると、私は思います。よかですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 貴重な御意見ありがとうございます。

私どももこの事業は、移動販売だけで留まらず、幅を持たせたですね、これから先、事業展開を努力していきたいと思っております。なるべく高齢者の方が限定的な方だけではなく、もうちょっと幅を持たせたですね、やり方で対応を、今後考えていきたいと思っております。

まずは、これを起点にですね、事業展開していきたいと思っております。御理解をよろしくお願ひします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第24号「令和3年度和水町介護保険事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第25号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第25号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。

ページ数は、14ページに、15ページになりますけれども、以前、従業員の方っていうと、職員、従業員じゃなくてですね、職員不足で募集をかけたとしても、なかなか募集に来られる方がないと、だから派遣会社どうのこうのというようなお話があっていたと思います。

今年4名の方が職員で4名、任用採用で1名、合計4名が退職ということになっておりますけれども、補充する見込みはあるのかなのか。

それと、もしなかった場合、この減った人数で運営に支障を来さないのか、来すのか。それを

はっきりお答えください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の職員の補充を行うのかといった部分でございます。現在のところですね、執行部のほうで方針案を御説明をしましたように、定数を110から80という形の中で、定数を減らす中で職員の正職でやっていくという計画が、考えがございますので、その中に沿った形でやっていきたいというふうに、今のところ考えているところでございます。

それと、運営についての支障がないのかという部分でございます。確かにですね、昨年度からですね、職員の数が減っております。それに伴う中で、時間外手当等ですね、部分も大幅に伸びているという形の中にはあってはおります。当然、配置基準3対1の中でやっております。

ただしですね、職員が減った部分については見守りの部分がどうしても薄くなってしまいう部分がありますので、昨年ですね、6月の補正で人材派遣のほうを、予算を認めていただいて、対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） だから人材派遣ところから派遣を、今後もしていくということですか。人員確保は何とか獲得しますって答えんと。

○特養施設長（樋口幸広君） すみません。一応ですね、令和3年度のほうも人材派遣のほうの予算を組ませていただいておりますので、その中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） その人材派遣で確保できるわけですね、見込みがあるわけですね。なぜ、それを聞くかと申しますとですね、先ほど、ベッド数を80床に減らす、将来的な展望があるから、それに向けた人員配置どうのこうのということを言われましたけれども、今年度それが実現するかどうか分からないわけですよ。来年度実現するかも分からない。再来年度実現するかも分からない。そういった状況の中でですね、人員確保がままならないんならば、今、何で福祉関係の職員の方々が離職される方が多いかといいますと、待遇ですよ。待遇改善をしなければ、離職者は増えるだけ、私はそう思います。

それで、職員数が減になったままで運営を図っていくならですよ。ベッド数はそのまま、職員にかかる負担というのは物すごく増えてくるわけですよ。そうなると、もううちのきくすい荘ではもうきつうして、でけんばいって。離職者が出てくる可能性もあるわけですよ。そういったことを何も考えず、ただ80床に向けて体制を整えました。それは80床になった後考えればいいことでしょう。今は110床あるわけでしょうが、110床をどう運営させていくかを考えなければ、なら80床に向けて職員、対応考えます。80床にはこの42人も多いわけでしょう。違いますか。なら80床に向けてしますからとって、依願退職勧告をしますか、どうですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の補充する見込みというかですね、あてはあるのかといった部分でございますけれども、まず、これにつきましてはですね、人材派遣というのは、今、昨年から行っておりまして、月に2名から4名という形の中で、要するに施設のほうと会社のほうとの中のマッチングがうまく合った場合に、派遣が行われるといった部分になりますので、今後ですね、この部分ができるだけその中でマッチングでして、より一人でも多くですね、派遣などを通じる中で、対応をやるように努力していきたいというふうには考えてはおりますけれども、全てこちらのほうの思いどおりにいくという話にはならないのかなというふうに考えております。

それと、もう一点、職員の部分で80床にする中において、職員が多い、今後そうなった場合に多いのではないかといた御質問だったと思っておりますけれども、実際ですね、昨年4月1日の介護室、それでやった場合に、職員を仮に、定員を仮に80床とした場合についてもですね、正職だけではですね、人数が足りないというふうな状況になる見込みでございます。そのことについては、会計年度任用職員等を通じながらですね、対応をやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 退職される職員の方が3名おられますよね。その方々によれば任用制度の職員としてですね、残っていただきたいというようなお願い、依頼をされたのかどうか。

そして、もしまた任用でもいいですよという方々がおられるのか、おられないのか。その点をお答えください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 令和3年度で定年退職する、

○議長（蒲池恭一君） 令和2年度ね。

○特養施設長（樋口幸広君） 2年どの部分、今3名って、

○10番（池田龍之介君） 3名だろだい。正職員は、

○特養施設長（樋口幸広君） 今年度の令和2年度の。令和2年度に正職の介護士がですね、依頼退職しております。皆さんそれぞれですね、健康面、もしくは夜勤に自信がなくなったとか、そういった部分のところでございます。

当然、私のところに相談があったときにですね、こちらとするならば、その部分についてはできるだけ夜勤あたりの部分も、ちょっと一時的に減らしながらといった部分の御相談というかですね、そういう中をする中でできるだけ、こちらとするならば、職員を確保してやっていきたいという思いの中でですね、対応してきたところでございます。

○議長（蒲池恭一君） しかし、対応はしたけど。

○特養施設長（樋口幸広君） 対応はですね、しました。

ただですね、本人さんにですね、説明をして1か月、2か月ぐらい、そういう中で話し合いをする中で、やりはしましたけれども、どうしてもですね、もう退職したいという、本人の意志がかたい中で退職となったというところでございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第26号 令和3年度 和水町住宅用地造成事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議案第26号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計予算」を議題といたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号「令和3年度和水町住宅用地造成事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第23 議案第27号 令和3年度 和水町簡易水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、議案第27号「令和3年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。

ページ数、3ページのですね、公会計適用事業、地方債の件ですけれども350万円組んであります。先日の全協の中でのですね、説明で公会計に将来的、二、三年先をめぐりにですね、移りたいということでありました。国のほうがそういった公会計に移りなさいというような方針が出ているからですね、そういった会計に移るのはやむないのかなと思います。自分は移ったほうがいいんじゃないかなと思うわけですね。それはなぜかといいますと、一般会計から繰入れ等々がありますけれども、それをなくすような形で公会計に独立生産性をとりなさいというような方針だと思うわけですね。

それで、そうなった場合、まだそういったはっきりしたですね、計画はないかも分かりませんが、もし、公会計事業に移った後にですね、料金改定等は考え、当然、考えなければならぬと思うわけですね。結局、今、まだ残債があると思います。事業債等々の返還等の計画も立てなければならぬし、そうすると、一般会計からより少ない金額の繰入金を目指すという方向性になるかと思しますのでですね、そのときに、基本料金で考えるのか。それとも使用料のほうで考えるのか。それくらいは返答できますか。

○議長（蒲池恭一君） 検討してるか、していないか。計画はあるかでいきましょうか。

執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの池田議員の御質問にお答えします。

令和5年度にですね、公会計移行に目指して、今、資料作成をしているんですけれども、一応、起債の状況なんですけども、今のところ令和16年で起債の完了はするかと思います。

それと、料金のことなんですけれども、基本はですね、基本料、今のところ消費税10%、9月議会、令和元年度9月議会にですね、御承認してもらえた基本料1,760円、こういったものをですね、事業会計で勘案した場合ですね、参考にして考えたいと思いますけれども、具体的にですね、どういうふうな形でもっていくという形にはですね、今後の計画で詳細に決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 今、町のほうからですね、水の供給をしているのは簡易水道が主ですけれども、ほかにですね、住宅地の中で独自にやっているものもあるし、三加和方面では中林水源から供給する代金を取られていると思います。数年前から統一したほうがいだろうという指摘をしながらですね、今年度、令和2年度から建設課を中心に会議が開かれているとお聞きし

ましたので、ぜひですね、この公会計に移る前にですね、統一した価格を出しておいたほうが、ギャップが物すごくあると思うわけですね。今の簡易水道から基本料金なり、使用料金なり値上げをして調整するとすればですね、物すごく価格に幅がありますので、以前、使われていたものからすると、こぎゃん高うなっとなっただろうかと思われまますから、そういったギャップをなくすためにはですね、一遍に上げるんじゃなくて、段階的に踏んで上げたほうがいいと、私は思うわけですね。

それで、計画をされる場合も、今、独自でしている久井原、平野、それと藤田タウンと中林水源のあと4か所あるかと思えます。その加入戸数等も勘案した中でですね、当然、計画はなされるものと思えますけれども、ぜひですね、公会計に移る前に私は一回統一した価格で町民の方々の雰囲気というか、そういったものをですね、探るためにもやはり公会計に移る前にしたほうがいいんじゃないかなと思えますので、その点、検討をしていただくかどうかをですね、御返答ください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの池田議員の御質問にお答えします。

今、各水道関係ですね、専用水道等があります。そういったものをですね、まず、中林水源なんですけれども、そちらのほうがまだどれだけの水量をですね、出しているか。こういったものを、まず調査をしてですね、今後のですね、会議につなげていきたいと思えます。料金のその集約等がですね、どうしても出だしが専用水道からですね、集合水道、簡易水道、いろいろな出だしがありますので、そこがですね、なるべくできればいいんですけれども、今後のですね、そういった形のできればという形ですね、協議をしたいと思うんですけども、なかなか不透明な部分がありますので、なかなかお答えができなくて、大変申し訳ないんですけども、今のところ、今後ですね、水道あたりですね、協議をするということだけはお約束いたします。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 今、建設課長の回答にちょっと付け加えさせていただきますと、専用水道があつたり、その規模の大小、簡易水道ということです。

先ほど金額の統一というような回答があつておりますけれどもですね、今現在ちょっと考え方はといますかですね、供給原価、一定の同じ上水道で、どれだけの原価がかかるんだと。そういった観点からですね、整理をしていきたいと。どここの簡易水道は供給原価、一定の水をするのにこれだけかかると、だからこれだけなんですよと。

ですから、様々な水道の事業、形がございませうけど、それを全く同じような金額にするというようなことは、結果的にはなるかもしれませんが、その前に、統一した考え方をきちっとしてですね、そういうことを統一していこうということで進めております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 公会計にですね、移行するということですが、今のこの決算はですよ、決算じゃない。予算ですね、予算。一応、税込みの処理だと思えますけども、公会計になればですね、消費税のほうは、今ちょっと予算書見ましたら税金、消費税がかかる部分が、よりも払う部分ですね、消費税を払う部分が多いと思います。そういうことで、ぜひですね、前も言いましたけども、消費税の支払いは払った分から、頂いた部分から払った分を差し引いた分を納めるといのが前提ですので、その辺のところはですね、ちゃんとやっていただきたいと思います。

この状況でいけば、戻ってきます、30万円ぐらいだと思います。そういうことで、もうほかにも公会計になる場合はですね、そういうことを念頭に置いてもらって対処していただくならばと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） そういう御指摘ということでお受けしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号「令和3年度和水町簡易水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第28号 令和3年度 和水町下水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、議案第28号「令和3年度和水町下水道事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号「令和3年度和水町下水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第29号 令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長(蒲池恭一君) 日程第25、議案第29号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号「令和3年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第30号 令和3年度 和水町春富財産区特別会計予算

○議長(蒲池恭一君) 日程第26、議案第30号「令和3年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号「令和3年度和水町春富財産区特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 7 議案第 3 1 号 令和 3 年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第 2 7、議案第 3 1 号「令和 3 年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 3 1 号「令和 3 年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 8 議案第 3 2 号 令和 3 年度 和水町病院事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第 2 8、議案第 3 2 号「令和 3 年度和水町病院事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 3 2 号「令和 3 年度和水町病院事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 9 議案第 3 3 号 南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第 2 9、議案第 3 3 号「南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号「南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第30 議案第34号 和水町斎場条例の廃止について

○議長(蒲池恭一君) 日程第30、議案第34号「和水町斎場条例の廃止について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号「和水町斎場条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

---

○議長(蒲池恭一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第31 議案第35号 町道の路線認定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第31、議案第35号「町道の路線認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号「町道の路線認定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第32 議案第36号 新町建設計画の変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第32、議案第36号「新町建設計画の変更について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。

議案書の5ページ、3交流人口のところをお伺いいたします。

変更後の文面です。3交流人口、現在、新町には金栗四三生翁家を初め、温泉施設、物産販売施設などの観光施設という文面がずっと続いております。この中で温泉施設、物産販売施設は町内のどのあたりを指しておるのかというのと。

その後半ですね、体験型学習のメニュー開発というのがありますが、ちょっと意味が分かりませんので、分かりやすくランナーを走って、ランナーの皆さんが来て体験学習するとか、何か具体的なことで分かりやすく説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの齊木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、これは上程のときお伝えしたとおり、前提としましては平成18年合併のときにつくりました新町の計画となります。だから、ここに書かれている文言、大まかなことに関しましては、平成18年、旧菊水町・旧三加和町が合併するときに作った新町の計画となりますので、大幅な変更はいたしておりません。

その中で、この数字のところを変更しておりますが、これは今現在、今現在の昨年度の実績等

を、各担当課に諮った数字で、一番近い数字のほうで、数字のほうは修正を入れております。

それから、今現在のその日帰り数とか、そういったところを全て数字のほうは打ち直しております、大まかな方向性とかになりましたら、今現在作っておりますし、まちの総合計画戦略等で記載しておりますので、これは冒頭、上程のときいいましたとおり、あくまでも合併特例債、この期間が延長になったということで、大まかな文言は変えずに、今回、期間の延長ということで計画のほうを出しております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 質問よか。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 齊木議員の質問にお答えいたします。

まず、先ほど質問がありました温泉施設はどのあたりなのかということでございましたが、三加和温泉、それからロマン館のほうも温泉となっております。このあたりを温泉施設というふうに呼んで、人口の、お客さんの集客に努めているというところでございます。

また、体験学習型はというふうに記載してありますが、これはグリーンツーリズムと申しまして、都市と農村の交流ですね、具体的にはカップめしとか、それからコンニャクを作ったりとかですね、いろんな細かい地域の方々がやっつけらっしゃる体験型という形で、メニューを作っておりますね、人口の、交流人口の増に努めていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。

御説明いただきました。第2の質問ですが、今、この温泉施設で三加和の温泉のことをおっしゃったと思うんですが、和水町の貴重な財産であります天然の三加和温泉のことだと思えます。この質問の前段で、これは今、説明があったとおりなんですが、この同じもので和水町まちづくり総合計画があるというのを御説明いただきました。

そこで、ちょっと一つ疑問に思うんですが、次の議案第37号、第38号で神尾小学校の、いわゆる売却が予定されていると思えます。この神尾小学校が売却されたとすれば、この三加和温泉、貴重な温泉に何らかの、私は影響があつて、この目標交流人口は達成できなくなるんじゃないかと、私は思いますが、執行部はどのようにお考えか。お答えは可能でしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 難しいな。あそこは温泉じゃないんですよ、施設として。

○3番（齊木幸男君） いや、温泉がありますけど、そこに神尾小学校が売却されたとして、一般企業が開業をして、そこでお仕事を始められたとしたら、この

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時37分

再開 午後2時39分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、齊木議員の質疑を許します。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。

第2の質問を変えさせていただきます。

答弁がありましたとおり、この目標交流人口66万人目指して、執行部は頑張っていたかといと要望しまして、終わります。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。

1ページですね、7ページ分の表紙、書いてある中でですね、林業振興ゾーンのことについてお伺いします。

旧の変更前には、良質な木材生産のための間伐や植林、林道の整備を進めますとなっております。新の変更するに当たって、新しいほうには良質な木材生産のための間伐や植林、路網、これは道路網の整備と、道路網と思えますけれども、路網の整備を進めますと。林道からこの路網に変えられる意図ってどうか、それは何なのか。お伺いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

変更前で林道だった分が、変更後路網になっておるのはなぜかというふうなことだったと思います。

林道という言葉を使いますと、もう間伐作業道であったり、集材路というような形の部分が拾えない部分もございます。その今、言いました間伐作業道であったり、路網であったり、林道であったりということを全部含めたところで路網という言葉で、今回修正をかけているところでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 言葉をですね、短くするといいもんじゃなくて、これは路網って、読めば分かりますけれどもですね、道路網というようなはっきりした名称でですね、示したほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、これは私の受取方がそうになっているんで仕方ないと思いますけれども、旧三加和、旧菊水においてですね、林道に認定してある道路というのは、認定の仕方がですね、全然違うんじゃないかなと思うわけですね。だから、これは、この件には関係あまりないんですけどもですね、将来的にその林道の認定というか、そういったやつをですね、統一した考えの下にですね、

路線変更するべきはしたほうがいいんじゃないかなと思いますので、そのところも検討方、よろしく願いしときます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 路網という二言葉で入れておりますので、今、議員御指摘のような形で、先ほど申しました仮に間伐等だったり、集材路だったり、林道だったりというようなことで表現するよう、今後ちょっとその辺は努めてまいりたいと思います。

あと、林道についての認定の採択いうのもありますし、合併前に菊水地区のほうに3路線ございます。それに似合う路線のほうは、今現在、ほかにございませんので、その辺も含まれたところで、今後その辺をちょっと精査したいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第36号「新町建設計画の変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第37号 財産の処分について（旧神尾小学校・土地）

○議長（蒲池恭一君） 日程第33、議案第37号「財産の処分について（旧神尾小学校・土地）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 1番、荒木です。

それでは、1番目、議案第37号「財産の処分について（旧神尾小学校・土地）」について質疑をいたします。

まず初めに、住民合意形成、コンセンサスは非常に重要なことであると考えますが、住民合意形成のためにある方が、住民、周辺住民の方をですね、相手先の工場見学の提案をされたということをお聞きしました。それを町長は聞いて了承されたとお聞きしましたが、結果、その実現はできましたでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） やっておりません。いつどういう形でお聞きになったか、ちょっと分かりませんが。

○議長（蒲池恭一君） 聞いていないということですか、今の。

○町長（高巢泰廣君） はい、そうです。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 直接ですね、町長のほうとお話をされて、その地域住民の方を連れていくというのをですね、了承をされたというふうに、私はお聞きしたんですけれども、これをもし町長が忘れられているとすればですね、非常に私は残念だと思います。これは住民の方の意思を、これは尊重するべきでありですね、周辺、特に周辺住民の方に対しての配慮はなかったかなというふうに思います。

それと、もう2番目の質疑に入りたいと思います。

和水町の奨励条例っていうのがございますけれども、第3条の適用控除に今回のその会社ですね、は認定する予定なのでしょうか。もし適用するならばですね、第4条の不均一課税の内容は10分の1になるのでしょうか。

それから、第5条の便宜の供与という項目がございます。町長は、適用控除を新設し、または増設するものに対しては工場用地、住宅用地、労務等のあっせん並びに工業用水、道路等の施設並びにこれらの関連施設の整備、その他の便宜共用を行うよう努めるものとするがありますが、今回の工場用地の周りのフェンスや社宅、水害を防ぐためのものなど、防音の対策など、金銭的に幾らぐらいですね、何に計画されていますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。大丈夫ですか。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、企業の振興補助金の件ですけど、この件につきましては、企業が実際に進出されて、県の立地化等との内容で、この新設のとき、増設の場合の適用の条件に合致すれば、当然、まちのほうの不均一課税とかの事務に入ります。

しかしながら、まだ正式な届出、もしくは、そういった概要が分かっておりませんので、今のところ、こういう制度がありますよというお知らせ程度で終わっておるところです。

○議長（蒲池恭一君） 第4条均一課税かね。の10分の1。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 不均一課税、一緒です。正式な申請等がありましてから、そこに入っていくということで、今のところは、その会社の概要等がまだはっきりしておりませんので、これに該当する、しないというのは判断ができない状況です。

○議長（蒲池恭一君） 5条、5条は便宜の供与か何か。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 基本的には、まだ何もそこに至っておりませんので、今

からそういった申請もしくは、それがあったときに全てのことにに関して、検討を開始するというつもりでおります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 1 番、荒木です。

今、お聞きしたのは、今、この売却の金額からですね、結局、その5条の便宜の供与というところで、差し引かれる金額があるんじゃないかなと、まだそのあたりは計画が分からないといえますか、まだ答えが出ておりませんが。

あと、それと不均一課税の控除、適用も可能性が高いということで認識でよろしいですかね。

それと、今回、まちづくり推進課のほうで企業誘致の支援制度、用地取得の10%が補助対象となる制度があると思います。今回の財産の処分に適用されるのか。そして、適用されるならば幾らになるか。お答えをお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えいたします。

その取得、土地の取得等の補助金につきましても、正式な決定、契約等が終わりまして、そこからの検討ということで、今のところは試算等は何もしていない状況です。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

4 番 坂本君

○4 番（坂本敏彦君） 4 番、坂本です。

議案第37号「財産の処分について（旧神尾小学校・土地）」を行います。

平成25年3月の学校跡地等活用検討委員会報告書において、神尾小学校跡地の利活用の提案がなされ、報告書の趣旨を尊重して、平成25年度には、三加和地区の地域の3小学校跡地の活用提案募集が行われております。

しかしながら、神尾小学校跡地については、温泉を絡めた施設と、つまり観光事業者等の誘致ができずに、7年が経過をしております。今回、やっと株式会社リングさんからの進出の申出があり、この議案が提案されています。誠にありがたく思っているところです。

質問いたします。

この7年間の働きについてお尋ねをいたします。答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 働き、今までの動きということでいいですか。

○4 番（坂本敏彦君） そうです。今までの動きということで、よろしいですか。

○議長（蒲池恭一君） 企業誘致に向けての今までの7年間の経緯についてということで、お受けしたいと思います。

執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 御質問、今まで7年間の経緯ということでございます。

ただ、その前提となりますのが、議員が最初、お話がございましたように、和水町の学校跡地等活用検討委員会の報告内容と重複、触れられておりますもんですから、まずは、その経過のところから若干、簡単に御説明させていただきます。

和水町の学校跡地等活用検討委員会につきましては、平成26年4月に三加和地区、それから平成27年4月に菊水区域の小学校が統合予定ということになりましたのを受けて、新たに発生します学校跡地の有効活用の方向性を生み出すということを目的にしまして、この委員会、平成24年の6月に発足いたしております。

委員は、町議会議員、それから地域や保護者の代表の方など28名で構成されまして、7回の会合を踏まえた挙げ句に、平成25年3月に最終報告書というものが取りまとめられております。最終報告書の中では、先ほども出てまいりましたが、各小学校跡地ごとの具体的な活用策あるいは活用なり、処分をする場合に考慮すべき基本的事項などにつきまして、幅広く検討が行われ、整理がなされております。例えば、具体的な活用策の提案といたしましては、つい先ほどお話がございましたように、旧神尾小学校跡地につきましては、グリーンツーリズムや温泉施設と絡めて活用すると、活用に当たっては有効に活用していただける事業者を公募することを検討するといったような報告等をなされております。

また、同時に募集しました菊水地域の3小学校につきましては、まず更地化すると、その後、今後の町の経済動向等を見ながら宅地造成や企業誘致の候補地とするといったような提案がなされております。

また、この報告書の中では学校跡地の利用に当たっての基本的な考え方、それから考慮すべき事項等についても記載されております。

そこで、この7年間の取組、動きということでございますが、こういった提案も受けまして、町のほうでは早速、平成25年の7月1日から11月29日までの約5か月間、第1回目の公募、企業の募集を行っております。

なお、募集に当たりましては、報告書にはいろんな業種等々書いてございましたが、第1回目のときは学校跡地等を活用して、町、地域の活性化、それから発展につながるような有効活用をしてくださる方、事業提案を募集いたしますということにいたしております。

しかしながら、結果でございますが、各小学校に応募はいただきましたものの、契約までは至っていないというのが実情でございます。

その後、旧神尾小学校につきましては、閉校後の平成26年7月に半導体製造業、板金等を主といたします企業からの提案を受けまして、地元の区長さん方にも説明会が行われておりますが、立地までは至っていないということでございます。

そのほかにも福祉関係、教育関係など、何件か視察や提案もいただいておりますが、残念ながら実現には至らず、7年間で過ぎようとしているということでございます。この間、町では、この先ほど報告書の中にも記載してありますけれども、維持管理費の支出が続いております。旧神

尾小学校の場合、平成26年から令和元年度までの6年間で1,568万円、年平均で約261万円の支出を行っているといったようなところでございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 4番、坂本です。

今、副町長から御答弁いただきまして、7年間を無駄に過ごされたわけではないことは、十分に分かりました。観光事業者の誘致には至らなかったということですね。これ以上、待つとなると、このコロナ禍の中、いつ観光事業者が進出するかめども立たず、維持管理費として、年間約250万円程度が、毎年支出されたということになり、5年間で約1,250万円、10年で2,500万円を無駄に支出することになります。

そこで、2番目の質問に移りたいと思います。

検討委員会報告書に提示された観光事業者でない企業に至った経緯を、お伺いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） お答えいたします。

先ほど検討委員会の報告書の内容、若干触れました。報告書の中には先ほど申しましたように、菊水地区の小学校跡地は更地化するとか、失礼いたしました。そのほかにも基本的な認識事項といたしまして、幾つかございますが、ちょっと御紹介申し上げます。

地方財政が厳しさを増す中、跡地等の資産を活用し、地域社会の活性化に還元することは、大変重要な施策といえるというようなこと。

次に、統合により廃止された施設は、本来の目的を果たした不要な施設であること。

さらに、先ほども申し上げましたが、町施設として残す場合は、利用が少なくとも経常的な維持管理費が生じること。

そして、もう一点、跡地施設等は町の貴重な財産であり、活用にあたっては税収の増加、雇用促進及び地場産業の育成につながる方策等を念頭に、協議が必要であるといったような記載が、記述がなされております。まさに、このとおりかと思っております。

そこで、報告書の提案からかじを切ったといえますか、違っているがというような御質問でございます。先ほど答弁いたしましたように、第1回目の公募、平成25年の7月1日から11月29日まで行いましたけれども、このときもあえて報告の中にございましたような業種に特定はいたしておりません。

それから、第2回目の話ですが、令和2年4月、いよいよ菊水地域の小学校が統合されることになりましたので、これに伴いまして廃校となります三つの小学校、それと遊休化しております旧神尾小学校の有効活用を図る観点から、第2回目ですけれども、跡地活用の公募を行うこととしたところでございます。

募集に当たりまして、最も重視しましたのが、加速化する人口減少と少子化への対応というこ

とであります。町の人口、これはいつも話が出ておりますが、合併した平成18年以降、約3,000人近く減少いたしております。

そして、なおかつ減少のスピードは年々激しくなっているように感じております。

また、子供の出生数、これは、これまでは年間70人前後で推移しておりましたけれども、平成30年には45人、令和元年には39人まで減少しております、中には、僅か3人という校区も出ているような状況でございます。この急激な少子化あるいは人口減少に歯止めをかけるためには、一人でも、二人でも若者の定住促進につながるような企業誘致、これにスピード感をもって取り組むことが不可欠だというような認識をもって取組をしました。

こういうことから、今回の募集に当たりましては、先ほど御紹介しました、例えば検討委員会の報告書の中では、菊水地区の3小学校跡地については、更地化して宅地造成や企業誘致の候補地とするというふうになっておりましたけれども、いたずらに時間を費やして莫大なコスト、例えば解体更地化するとなりますと、試算でも1億3,000万円から1億5,000万円かかります。そういった大きなコストをかけて建物を解体し、更地化するといったような悠長な時間、予算もないといったようなことから報告書とは異なりますけれども、土地・建物現状のまま売却するというところで提案を募集したところでございます。

また、業種につきましては、現在こういう状況ですので、多くの自治体が企業誘致にしのぎを削っております。報告書でございますように、あえてグリーンツーリズムや温泉といった特定の使い方や業種に限定しますのは、いかがなものかということで考えまして、併せて、先ほども紹介しました報告書の中にも記載されておりますように、大きな考え方として税収の増加、雇用の促進、地場産業の育成といったようなものがございまして、そういったことで町や地域の活性化につながる企業をスピード感をもって誘致することが、最も重要であるというふうな認識の下に、特定の業種に限定せず、幅広い業種から募集を行うとしたところでございます。

その結果でございますけれども、何名かの議員さん、工場を視察された上で、いろいろ感じられたと思いますが、世界で事業を展開しておられて、非常に高い技術力、それに裏打ちされた将来性が感じられ、公害等の心配もございませんし、雇用や定住人口の増加、町の経済への波及効果など、町の活性化が期待できる企業ということで、契約の候補者として選定しまして、今議会に提案させていただいたところでございます。

経過は、以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 4番、坂本です。

答弁ありがとうございます。

観光事業者等の進出がないのであれば、雇用の場の確保と、今後と町の発展を考えて、ほかの業種の企業等の進出も含めて、人口減少、加速化する人口減少も含め、募集された結果だと理解し、納得をいたしました。

それでは、次に、不動産鑑定評価額は、土地・建物合わせて1億400万円です。対して、譲

渡金額は1億700万円ですが、この譲渡金額についてどのように感じておられるか。お伺いいたします。答弁、お願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 譲渡金額についての考えでございますが、土地の売却につきましては、消費税は非課税ですが、建物については消費税を加算した金額が譲渡金額ということになります。

お話のように、建物分の消費税700万円は、民間の課税業者ならば申告納税の必要がございますが、市町村につきましては納税の必要がありませんので、結果的には不動産鑑定額が総額で1億400万円、消費税込みの譲渡金額が1億700万円となり、不動産鑑定を評価を上回ることとなります。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 9番、庄山です。

私は、3点だけお尋ねをしたいと思います。

この土地の売却税が、一応3,000万円という形になっております。近隣の土地のですね、近頃の売却の価格当たり、一応考慮されてこの考えられて、ただ設定されたのか。一応、評価基準から出されたのか。その点が、一つ。

それと、今まで2回住民説明会がございました。その中で、非常に反対意見、賛成意見ありました。この小学校の跡地の問題は、前々からですね、そこの地区の住民の私は財産とっております。神尾村から出発してですね、この起点とした神尾小学校、こういう形をとっているから、住民の意向というのを、私は重視しなくてはならないと。私はそう思っております。ちょうど7年前、その住民の意向ということが出ております。それから7年たって、こういう形でというようなお話ですが、その点ですね、2回住民説明会がありました。その前にはですね、企業誘致等も実際にお話があったと。

しかし、そういう中で神尾校区当たりの区長さん、それからそこの地域の住民の方々あたりには、十二分な説明責任、それは必要じゃないかと、私は思っております。2回のこの住民説明会の中でも、賛否両論ありました。これはこの事案の中では確かにあります。

しかし、この事業をやっぱり納得していただくならば、その住民の反対の人、賛成はもちろんいいませんが、反対の方々ですね、この意見をですね、十二分にやっぱり聞いて、そして、判断すべきじゃないかと、私は思っております。この前、私は一般質問の中でも申し上げました。ま一遍ぐらい再度住民説明会をしながら、そして、結論づけた内容がいいんじゃないかと思っておりますが、その後、これは住民説明会が10月にありましたが、その後、地元の区長さん、その住民あたりとの会合、また神尾校区の区長さんあたりとの協議と。これが実際やられたのか、やられないのか。

そして、あるお話では、地元の区長さん、それからその委員さんあたりと工場の見学ぐらいは

したほうがいいんじゃないかというようなお話もあつとるといような、ちょっとお話も聞きました、そういうふうですね、住民に対しての説明責任というのが、本当に何かしら欠けているのではないかと。ただ早く早く、そういうふうな気がしてなりません。やはりそのですね、前から神尾村から始まった学校の跡地でございますので、私は十二分な説明、一遍、二遍ぐらいで終わるような三遍も、四遍もやるべきではないかと、私は思っております。

そういうことですね、この金額設定の3,000万円、私はこの金額の3,000万円という金額はですね、これは約ですね、反別にすれば1兆5反ですよ。1兆6反ですよ。それが3,000万円ですよ。反200万円せんわけですよ。町長も御存じだと思います。JAたまなの神尾支所の跡地ですね、あれを売却したわけですよ。今、歯医者さんがおられる。それと吉永葬儀さんの屋敷がありますね。そのときの総価格がですね、ちょうどその前に平野ビレッジの売買がありました。その坪単価が3万円ですよ。これは整地してぴしっとしたところのやつですよ。そして神尾校区の、今、城跡、それが国道沿いでもあるし、県道沿いでもあるし、一級地であるからということで、坪の4万円で、平米の1万2,000円ばかりあたるわけですよ。

○議長（蒲池恭一君） 庄山議員、申し訳ないですけど、簡潔に質問してもらっていいですか。大事な案件だとは分かっていますけど、質疑です。

○9番（庄山忠文君） 大事な案件です。

○議長（蒲池恭一君） だけど質疑です。

○9番（庄山忠文君） はい、質疑しよるわけですよ、私は。

○議長（蒲池恭一君） だから簡潔にしてください。簡潔に。

○9番（庄山忠文君） こうだから、単価を3,000万円っていう、その根本をどういような形でされたのか。そのやつをお尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） すみません、いいですか、ちょっと3,000万円の根拠と、あと住民説明が足りていないんじゃないかの答弁でよろしいですか。

○9番（庄山忠文君） はい、よかです。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの庄山議員の御質問にお答えいたします。

まず、価格のほうですけど、これは不動産鑑定業務を行いまして、土地のほうで2,987万7,000円ということで、不動産鑑定評価をした金額を入れております。その中で、プロポーザルを実施しまして、設定した金額ではなくて、最終候補者の方が提示された金額というのが3,000万円ということで、今回この議案のほうに上げております。参考価格として不動産鑑定評価された価格に対して、契約候補者の方が提案された金額が3,000万円ということになります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 住民説明会が足りなかったんじゃないかというようなお話でございます。

すが、学校跡地が地域住民の皆様方にとってかけがえのないものというのは、これはどこでも一緒のことです。やっぱり今回、神尾小学校のところで一番のポイント、第1回目の説明会でしたが、それは公害に関係するようなこと、上水・排水、あるいは騒音、そういったことに対する懸念の声が非常に大きかったというふうに認識いたしております。ですから、実際、例えば騒音等につきましても、現場での調査、結果あたりを踏まえまして、丁寧に丁寧に説明をさせていただいたつもりでございます。一定の御理解は得られたものというふうに思っております。

ただ、現場の視察。そういったお声ももしかしたらあったのかもしれませんが、これは、今度は逆に相手も絡んでまいりますものですから、そこは今の段階では実現しなかったというのが、実情ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 庄山議員の質問の中でですね、1反当たり100万円もせんと言われましたけど、187万5,000円になっています。100万円もせんといいなつたでしょう。これ200万円といいなつたですか、すみません、失礼いたしました。それは失礼いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 不動産鑑定士あたりの一応、価格ということですね。

ただ、町のいろんなこの土地の売買、町に対してですよ。買い込み、町としては買うときはもう値段がえらい高いと、売るときは安いというような設定になるわけですね。

だから、私はですね、この3,000万円という金は、非常に私は安いと思っておりますので、この案件に対しては賛否、賛成はできないということで、一応、話はしておきたいと思えます。

それと、さっき地区の住民の方々の要望もあったかもしれませんがと、副町長の答弁ですが、それはあつとると思えますよ。しかし、それは無視して、これまで10月から、この3月までですね、この5か月間、住民無視をしとるということと、私は思っておりますので、その点もですね、私は今後の住民に対しての不都合と思っておりますので、その点はどう思われるのか知りませんが、私はそう思っております。

そういうことで、この案件に対してはそういうことですので、この質問は、私は終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） ちょっと誤解があるようでございますので、私が地元の方が工場を見に行きたいと思われた方がいるかもしれませんということをついたのは、そういう事実があったということではございません。私は聞いておりませんので、はっきり訂正させていただきます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 副町長は聞いていないということですので、町長聞いておられますか。その点だけ。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 覚えがございません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。

本37号の議案に対して質問させていただきます。

いわゆるこの神尾小学校売却するというところでございますが、住民の方、神尾校区の方、町民の方、この売却に関して執行部におかれましては、同意がとれている、もしくは賛成が多い、賛同していただいている、反対していただいている、どのように思っているか。そのところを聞きたいんですが、町民の方はどう考えているかを、執行部は現時点でどう考えていらっしゃるか。賛成が多いか、反対が多いか、どちらも拮抗しているとか。そのところを伺いたいです。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですかね、執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 2回の説明会の中でたくさんいろんな反対の御意見いただきましたですね。

ただ、その一方で、この前、その第2回目の中でも出ました。そのほかでもいろいろ聞きます。やっぱり企業誘致して町を活性化していかないかんって、もうそんなことで時間、このタイミングしかないといったようなことまでお聞きすることはございます。どちらが多い、少ないということは申し上げませんが、私は、企業誘致に対する期待が非常に大きいというふうに思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。

私は、旧菊水東小学校、菊水西小学校、神尾小学校の住民説明会全て出席させていただきました。その後、現地調査も行いました。この神尾小学校の現地説明会2回出席しまして、その後、現地調査。そして、近頃も行いました。そのときに、神尾校区、近隣の方、町民の方の声を聞きますと、一番多い答えは知らないです。町民の方は知らないとおっしゃっているんです。これを詳しい方に聞きますと、今の日本では二つの意味があるそうです。本当にこの神尾小学校売却することを知らない。もう一つの知らないは、情報が足りない。自分で判断ができない。そして、こういう重要なことを自分ではもうしゃべれない。そういうときに、今の日本人は知らないといつて、いわゆる逃げるか、言葉を逃がすそうです。

近頃も、私は町民の方、住民の方、神尾校区の方の声を聞きました。やはり知らないが一番多いです。私は何度も言ってますとおり、広報、町民の方にいろいろなことをお知らせするのが、まず大事だと思いますが、町民の方は本当に知らないのか、情報が不足で判断ができないのか。これはちょっと質問としてですね、執行部におかれましては、町民の方にこの神尾小学校の売却に関して、説明は十分できた、できていない、どちらをお考えか、そのことだけお伺いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 知らないというような方が多いんじゃないかということでございますが、1回目の質問のときは、確かに、説明不足もあったかと思えます。御理解なかなかいただけなくて、帰られた方が多かったんじゃないかと思えます。2回目やったときに、一番の地元の皆さん方の心配は、先ほど副町長から話がありましたように、まず、水のが枯渇することがありやしないかということ。騒音の問題。それと、この汚水の問題。この辺が、それぞれ風評被害。それと、この景観が大丈夫かというようなことで、この辺についても丁寧に説明をして、お話をしました結果ですね、そこは御理解をいただいて帰られたというふうに、私は理解をいたしております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。

今、町長がお話されたことに関連するんですけども、私も大きな問題でございますので、地域の皆様方に御意見を伺ってまいりました。ほとんどの皆様は知らないではございませんでした。知らない方については、私から御説明をしまして、どうするかというやりとりをいたしまして、とてもいいことだと。

ただ、公害問題ですね、井戸枯れとか、あと騒音、それと排水については大丈夫かいというお話を伺いました。これは12月の一般質問でも、私いたしましたけれども、再度ですね、これを、この放送をお聞きの皆様あるいは地域の皆様、町民の皆様に改めて確認をしたいと思っておりますので、その点、再度お願いをしたいと思っております。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、12月の議会の折、それと、また10月の住民説明会の折にも、いろいろそういった問題で御質問が上がりました。その中で、まず、騒音につきましては、契約候補者でありますリングさんの提案によりますと、機械が100デシベルぐらいの音が出ると、そこに、まず防音のボックスをかけて、60ぐらいまで下げて、その後、建屋で覆うので屋外のほうでは40から50デシベル程度の音になりますということで、報告をしております。

これは、熊本県の騒音規制というのがありますので、その規制内に収まるには十分ということで判断をしております。

また、実際に県のほうに防音測定値を、測定の器械を借りまして、夜間に8日間ほど調べました結果、40、平均して60デシベルぐらいがですね、今現状でも道路沿いでは出ているということもしております。それを踏まえまして、今度来られますリングさんの操業に伴う音が40から50というのは、深夜のあまり車両の通行のない音量と一緒にぐらいで、日常生活には影響がないということで、音については判断しております。

あと、井戸水に、水道等のつきましても、30年ほど前に井戸が枯れたというような報告がありました。企業の進出の後、同じように水が枯れないかというような御質問もありました。それにおきましては、今現在、使用されている水というのが、工場の業務用の用水というのは使われません。トイレとかの生活用水だけを、今度来られるリングさんのほうは使われます。

また、現在の神尾小では、今は廃校になっておりますが、児童・教員合わせて100名程度が生活用水として、今現在の井戸を使っておりましたが、基本的に井戸が枯れるようなことはありませんでした。

また、現在も菊水区域の小・中学校の給食のほうを456人分調理をされておりますが、今現在、この1年間でもその水がかれたというような報告は受けておりません。

また、これによって過去の使用量から見ても、リンクさんの場合の水が足りないということは、まずないだろうと。排水につきましても、生活用水のみで工場で使うような業務用の用水はきちんとした業者のほうと契約して処理をされるということをお伺いしております。

また、なお、30年前の井戸枯れにつきましては、平成2年の水害時の河川工事かなということで、当時の県の玉名の土木事務所により調査とか、補償のほうがなされていることで確認をしております。

音、また排水等の公害等については、以上になります。

○議長（蒲池恭一君） 工業廃水は、工業廃水、言うた、よかった。すみません。

ほかに質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。

今、お話しいただいたように、住民の皆様方の不安というのは払拭されたものと思います。

ただですね、ただ、もしも、もしも何かあった場合、町としてどのように対応するのか。そこをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいまの高木議員のもしもあったときはどうするんだというような御質問でございますが、これは説明会の折にもですね、2回目の説明会でございました。そのときもですね、これはもう当然、町は先頭になって皆さん方に寄り添って対応してまいりますということで、私は御理解を得たというふうに思っております。それは町として当然のことです。これはもう町として、何かがあったならば、地元の皆さんの不安を払拭していく。やっぱり安全、安心を確保していくというのは、当然ですから、これはもうしっかり私先頭になって対応してまい

りたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番です。

この問題についてはですね、9月菊水東小、12月菊水東小が既に賛成多数で採択をされております。

私、皆様にですね、誤解を受けないためにも、9月議会においても、12月議会においても学校跡地を民間企業売却するのは反対じゃないということは、再三再四申し上げているとおりでありますけれども、12月の定例会の折にですね、たまたま西小は起債が残っていたから、起債の分はどうするのかと質問したときにですね、情報開示をされてなかったですね。だから、休憩をとって情報開示をされた経過があります。

それで、お尋ねいたしますけれども、この神尾小学校、また後にいずれか南小学校のこともあるかと思っておりますけれども、全てですね、この民間譲渡に関してのプロポーザル方式で採択された企業さん等々においてもですけれども、議員我々に情報開示を全てされたと思いませんか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 全てというのがどこまでか、なかなか難しいですけれども、可能な限り、情報開示はしているものと思っておりますが、以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 情報開示をしていると、私はされていないんじゃないかと。物すごく不信感をもっているわけです。なぜかといいますと、9月の東小学校、土地代ですね。建物は無償譲渡、12月の西小学校、土地代が幾ら、建物代が幾らと分かれてましたよね。それぞれ金額が提示されておりました。

また、今日、今、上程されております37号については、土地代3,000万円と提示されております。そうすると、この後に38号で建物が7,700万円と提示されております。土地代、建物代という情報は、我々にはこの案件が出る前はなかったと思います。一括での金額を提示されて、ただ、プロポーザルで参考価格として不動産鑑定価格は提示しておりました。

しかし、業者側から購入、希望者側から希望価格というのを提示された。だから、全額で提示されているのを、我々に公開されたと思います。私はそう認識しております。なぜ、無償提供されなければならなかったのか。その理由は、東小学校のときはなかったですね、説明が。私はそう記憶しているんですよ。土地代が1,500万円。だから建物は無償提供したいというような説明であったかと、私は記憶しております。その点どうですか。

○議長（蒲池恭一君）

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 事前にどこまでというお話でございますが、全協あたりのときにも、

その数字は多分、出ておっただんじゃないかなというふうに思いますし、そもそも議案として御説明申し上げるときには、説明しておると思いますが、以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 副町長、今しているとおっしゃいましたけれども、私が議場じゃありませんけれども、資料を見させていただきました。そのときに、なぜこれを提示せんのかと、私は注意したことがあります。

だから、結局ですね、我々に情報提供は何もしないで、採択してくださいと、あまりにも無謀過ぎますよ。今の状態で、我々が町民の方々から、あの学校は幾らで売ったのかと言われたときに、私が、今、説明できるのは、購入希望者の方々がこれだけの金額を提示されました。しかし、不動産鑑定725万円かけて、375万円か。375万円かけて不動産鑑定評価額を出していただいています。でも、これだけの差があります。しかし、町にはやはり企業が来ないと駄目ですということですね、言いますけれども、えらい安かじゃないかと、ほんなら。そげん言われるとです。土地代がこれだけ、建物代がこれだけということですね、我々に説明があつたらですよ、そこまで説明できるんですけれども、そこまで説明できないんですよ、今の状態では。情報がないから、なぜ、無償提供されなければならないか。これがよその地域、他県、大都会のほうをいいますとですね、学校跡地をとか、公共物の跡地を売却されようとされます。

しかし、売却がなかなか不調なんですね。それはなぜかと申しますと、建物が物すごく大きい、そして、また向こうの価格が物すごく高いわけです。一つの建物を壊すために10億円ぐらいかかる建物もあるわけですよ。だから、企業も投資をしにくいわけですよ。だから残っているんです。不調に終わってるんです、他県は。大都会に近いところは。だから、自治体が建物は壊しますとか、壊すのに2分の1補助を出しますとか、無償提供しますとか、そういう方法をとってでも売れない要因というのはそこにあるわけですよ。事業をする本当の投資額じゃなくて、それにもっていく前の投資を何十億円ってせないかんからですね。だから、なかなか売れないところがあるわけです。

だから、我々に対してですよ。そういう情報は公開されていないでしょう、今回は。私はそう思いますよ。だから、私もこの民間譲渡に関して東小にしろ、西小にしろ、反対をしてきました。あまりにも我々に情報公開がないと、不信感の上から私は反対をしたのが、一つの要因なんですよ。

それと、もう一つは不動産鑑定価格よりも安かったから、なぜそれまでしてもせにやいかんのかと、他県のことを引き合いに出されたけれども、他県は他県、うちはうちとして別個の考え方でいかなければ、絶対駄目なんです。こちらは物価は安いわけです。向こうが10億円かかるのを、こっちは2億円か、3億円でできるわけですよ。私はあまりにも情報公開がですね、今回は少な過ぎたなど、私が12月定例会で指摘したおかげで、どここの小学校に起債が幾ら残っている、補助金が幾ら残っているという情報は開示されましたよね。議員から指摘されて、情報を開示するんですか。それとも最初から全て情報公開したほうがすんなりいくんじゃないですか。

不信感ももたれないで、なぜ隠す必要があるんですか。私はそこが一番です。今回のこの案件に対して、4件ありますけどですね、今3件目ですけれども、そこに私は不信感をもっているから、引き合いは不動産鑑定価格だけの批判しかしていないわけです。こうやって土地代が幾らだった、向こうから示されたと、今、言われたけれど、そういう公開は全然我々には公開されていないじゃないですか。

○議長（蒲池恭一君） 池田議員、そろそろ質疑の質問を、趣旨を絞ってください。

○10番（池田龍之介君） だから、できればですね、プロポーザルで選定された中で土地代が幾ら、建物が幾らと、向こうが希望価格を出した情報を開示してくださいよ。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） まず、今の購入希望価格ですね、それから不動産鑑定価格、これは両方ともホームページでも含めてですね、皆さん方はもちろんですけれども公表はしているというふうに思っております。

それと、先ほどおっしゃった起債なり、国の文科省の補助金、それについては確か御指摘のとおり御説明が漏れておったところがあったかもしれません。

ただ、文科省の補助金あたりにつきましても、もう特例措置あたりが出て返還しなくてもいいような方法もございましたもんですから、若干そこは漏れておったのかもしれませんが、あとについては、何もかんも情報は提供していると思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） いや、副町長と、本当にですね、私は聞いていないです。プロポーザルの中で、土地がこれだけ、建物がこれだけ希望される業者、候補者の方が提示されておりますというのは、私は資料でもらったこともないし、耳で聞いたこともありません。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時41分

再開 午後3時42分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、池田議員の質疑を許します。

○10番（池田龍之介君） 私はですね、情報開示が少なかつたのかなと思います。よければですね、その議会、町民の方にもそうですけれども、知る権利というのがあるわけですから、はっきりしたですね、情報開示をしてほしいと思いますので、今後とも、もし今後そういうことがあればですね、情報開示については全て情報開示をしていただくようお願いをいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 議事録に載せなんけん、説明はしていますというとはしとかんといかんでしょう。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問の中で、跡地活用事業ということで、全協のほうに令和2年の5月15日の全協、同じく令和2年の8月5日の全協のほうで、それぞれの土地、建物の内訳を記載した資料としてお配りをしております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 7番、秋丸です。

この件に関しましてですね、仮契約というのがなされていると思いますが、その辺のところを聞きたい、お聞きしたいと思います。仮契約といいますが、第三者から見ればですね、本契約とみなされると、私は思っておりますが、例えば、議会承認があつて、例えば否決された場合ですね、その仮契約のどういうふうな、仮契約でうたっているか。要するに、相手方からどういう要求がなされるか。その辺のところは完璧になっているのでしょうか。その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの秋丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、仮契約というのは、基本的に今回議案のほうを出しております。その議決を得るためには、土地や建物の内容とか、価格、それと相手方がある程度特定しなければ、今回のような議案は提出ができません。

だから、今回この議案を出す前に仮契約ということで、仮契約を結びまして今回議案を出しております。

よって、事前に仮契約を結んで、今回の議案を上程するというのが大きな目的で、当然、この議案が可決・否決とかなればですね、その時点で契約はもう成り立たないということになっておりますので、一切その仮契約をしたからその契約上、相手方から何か訴えられるという条文等は一切ありません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 今、お答えいただきましたけども、大丈夫なんですね、再度。

この仮契約というのはですね、いつされたんですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 仮契約につきましては、今回の議案を上程する前ということで、3月に入りまして、3月1日で仮契約を結んでおります。議決が取れましてから本契約となります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 最後ですけども、先ほど10番議員からもありましたように、仮契約をする、その本契約に至るまでの、そういったところの状況をですね、やっぱり議員が最後に採決をするのだから、やっぱり仮契約の内容とか、今後どうなりますとかいう、そういう状況をですね、やっぱり議員にですね、開示せんといかんとやなかかなと思います。今度もまた南小学校もあります。そういうことで、議員は採決する義務があるんですよね、権利というかな。ですから、今後はですね、しっかり議員にもう包み隠さずですね、やっぱりお願いするほうはですね、誠意を持ってですね、やっぱりしていただきたいと思います。でないと、やっぱり私たちも十分な情報がなくて採決をしなくてはならないというところがあります。誤解して採決をするわけにはいきませんので、その点はですね、十分よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 議会に対する説明ということでございます。これは日頃から、時々漏れておって怒られることもございますが、とにかく可能な限り情報については共有せないかんといいうふうに思っております。ですから、今後、さらに手綱を引き締めてですね、しっかり連携しながら進めていくように取り組ませていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 秋丸議員が、我々には包み隠さず開示するべきだとおっしゃいましたけれども、決して、我々は隠したり何たりは全くしておりません。仮に誤解を受けるような、今回そのような対応がまずさで、舌足らずとか、説明不足で誤解を招いているかなというふうに思いますけれども、今後はしっかりその辺はですね、我々も反省すべきところは反省して対応してまいります。

ただ、隠しとつたと、それは断じてございません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

## 1番 荒木君

○1番(荒木宏太君) それでは、議案第37号「財産の処分について(旧神尾小学校・土地)」に関し、反対討論をいたします。

まず、一つ目に住民説明会の内容では、住民合意形成、コンセンサスが得られていないということですが。

先ほど町長に御質問・質疑いたしましたところ、配慮がなかったというふうに、私は判断しております。学校跡地の検討委員会最終報告の内容、それと乖離しており、その後の変更手続きに関し、丁寧な説明が町民に対して行われておりません。これは民主主義で合理的な行為とは言えません。この検討委員会は、執行機関の附属機関であったわけですから、住民に対して変更の理由等をしっかり示すべきであると考えます。

二つ目は、プロポーザルの内容についてです。

先ほどもお話がありましたが、情報公開が十分に行われていないということです。内容としては選定事業者の事業計画等の内容が、全く住民に伝えられていない。他市町村の類似のプロポーザル審査には、審査を行った対象の業者名、それから点数、審査員の氏名、質問内容などがホームページ上で公開してあります。

しかし、今回のこのプロポーザルにはそれがありません。私は、これは透明性が確保できているとは思えません。前の一般質問であったとおり、競争入札か、プロポーザル、公開プロポーザルで実施すべきだったと考えます。

三つ目に、起債の償還についてです。

跡地にある固定資産である旧神尾小体育館は、17年しかたっておらず、普通の体育館と違って、地域連携施設を完備した施設であり、投票所としても利用してきた施設でもあります。建設費として2億9,418万円かかっております。いまだ、現在ですね、3,700万円が未償還であり、令和11年まで返済が続くこととなります。企業誘致支援制度、先ほどありましたけど、これがもし1億円の10分の1の補助金があたるとすればですね、1,000万円が含まれることとなります。それを含めると売却後に、まちは4,700万円業者と国へ支払うこととなります。少なくとも起債を返済するまでは施設の利用に力を入れるべきであり、3,700万円を今後、8年間支払うだけになるということは血税を捨てることと同じことと考えます。

四つ目は、売却価格についてです。

工場奨励条例第4条により、固定資産税の不均一課税となり、税率は何と0.14%で、通常の1.4%の10分の1になると考えます。

さらに、第5条の便宜の供与により、まちが手放した土地であっても条例上、便宜を図り、さらにこれから必要となる金額が発生する可能性があるということ。この条例により、売却価格が減額したことと同じになると考えます。1.6ヘクタールを3,000万円、それに便宜の供与の加算、それはあまりにも土地の価格として安過ぎます。実際に南小においては、道路の拡幅工事の計画が発生しております。

五つ目に、防災施設として避難所としての必要性です。

町長は、年間200万円の維持管理費のことをおっしゃっていますが、各イベント、金栗マラソンや金栗リレーランの際、金栗ミュージアムの駐車場として、そして、給食調理場は今月まで利用されています。災害時の避難所のことを考えると、命を守るために必要な経費です。避難所において、現在新型コロナ感染症により収容人数が限られています。学校跡地施設活用事業において、全ての体育館を売却した場合、通常1,650人の収容人数が地震や土砂崩れの際に避難所として収容できなくなります。

今回の旧神尾小体育館においては、通常500人の収容人数であります。コロナ感染対策による全体の最大収容人数は大きく減少してしまいます。加えて、神尾地区のドクターヘリのヘリポートとしても活用されています。平たんで周辺に山林のない神尾小跡地はヘリポートとしての活用場として最適で、緊急搬送時は1分でも近い場所が救命に不可欠なのです。神尾地区の住民の命を守る重要な施設なのです。

昨日も熊本県では地震が発生したではありませんか。平成28年の熊本地震、平成31年の我がまちの地震、阿蘇を中心とした平成24年7月の九州北部豪雨、去年の7月豪雨など、近年多くの災害が起こっているのではないですか。このとき国道443の倒木、土砂による寸断、菊池川、岩村川、和仁川の氾濫による冠水が起こったのではないですか。大災害が起こった際、物資、搬送用ヘリポートとしての利用もできるのではないですか。ここを廃止したら、どこへヘリコプターを着陸させるおつもりでしょうか。南海トラフ地震も近く発生するとされています。京都大学大学院人間環境学研究科教授の鎌田教授のインタビュー記事によると、東日本大震災の10倍超えの被害が出ると言われております。500人の収容の体育館を、今、売却して、避難所を減らすという判断は間違っています。緊急時の避難所確保は重要な事項であります。

さらに、校区ごとの施設は必要であり、特に神尾校区の旧神尾小学校体育館は、和水町の最北端から8キロ、これを見てもらうと分かると思いますが、最北端から8キロ、最南端から11キロの、まさに中心の位置に位置する和水中で、一番の中心に位置する施設となります。もし、大災害が起きた場合には、国道沿いでもあり、中枢基地として通信等の機能も発揮できる場所となり、必ず必要な施設となります。

六つ目に、温泉観光地としての弊害です。

温泉観光施設の目の前に工場の設置という計画により、温泉観光施設の死活問題を将来に招くおそれが大きいと考えます。

そして、温泉施設を絡めた観光、三加和温泉郷を中心とした観光地の維持・発展を計画しているまちづくりの方針にしても反しています。去年の金栗四三ミュージアムの配置の理由、それは温泉観光客に入館してもらうことだったはずですが、観光地だからこそ、玉名市の大河ドラマ館にも負けない。約9万人の入館数だったと思います。ですから、三加和温泉郷周辺の固定資産評価を観光地として上げていく方針を定めるかどうかは、この議案で大きく変わります。今後のまちづくりにも大きく影響します。三加和温泉の湯の質、泉質は世界で唯一ここにしかないものです。我が町の将来のためにも、この提案には反対いたします。

皆さんの和水町の将来のために、慎重な政治判断をお願いいたします。この六つの理由により、

反対を表明いたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番 竹下君

○5番（竹下周三君） こんにちは。

（こんにちは。）

5番の竹下周三でございます。

今、1番議員のほうから反対ということで御意見がございましたけれども、私としては、売却推進の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

私の思いもありますけれども、その前に、今、宏太、1番議員の討論に少しだけお話をしてから持論を申し上げたいと思っております。

今、住民説明会の不足、配慮不足、更新手続等の説明の検討委員会に対する軽視、プロポーザルの情報不足、起債償還の17年、その件の解消、価格が10分の1、防災施設ヘリポート、温泉観光関連でお話がありました。今、お話を聞いて確かに一つも間違いはございません。今おっしゃられることに、私としても全て同感をいたします、けれども、その考えが、今ここまで進んでいる神尾小学校の売却には、僕はつながらないと思っております。それを蹴ってまでやるというのは、少しひねた考えではないかなと、僕は個人的には思っております。この議案に一つ一つ本来であればですね、お話をするのが当然でしょうけれども、ここでお話をしてもしょうがないので、私の考えておる推進の意見を述べさせていただきます。

昨年から、この件につきましては、現場確認、状況調査等を含めて議論をしまいいりました。神尾地域住民の願いを、思いを踏まえて、議員間でも何回もお話をしまいいりました。先ほどからお話が出ておりますように、プロポーザル選定の在り方、用地価格選定の基準となるべき価格設定の考え方、住民説明会の在り方、またそのタイミング、提起手段の問題等々、全く落ち度がなかったとは言えません。これは確かにあったと思っております。

我が町は、そもそも反対のための反対論争を繰り返してきた町であります。私の個人的な所感ではありますが、住民目線で住民のためといいながら、私の張り合いをしてきたようにしか思えません。ここ十数年ですね。六、七年ですね。その時代の先頭で走っておられたのが、現在の議長であります。町長であります。先輩議員です。ここにおられる先輩議員方であるんですよ。そこにしっかり胸を当てて考えていただいて、これからの和水町のことをですね、どう考えるか。その方たちが一番、僕は重要というか、責任があると思っております。昔のことを忘れて、今からいくぞというのもおかしい話でございます。私たちは1年生議員です。それを踏まえて議員になっているんですよ。ですから、その辺をちゃんと僕は見据える必要があるのかな。また、言う必要があるのかなと思っております。

ちょっと失礼なことを申し上げておりますけれども、今回の誘致のチャンスを逃せばですね、企業に多大な迷惑をかけます。撤退されないとも限りません。先ほどお話があってましたが、いろいろな事情があるかもしれません。その場合、これから先、移転予定の企業者から魅力のある

和水と映るでしょうか。そこを考えてみてください。反対は反対でいいんですよ。反対をして反対がおとったときに、どうなるか。今そこでこれを言うべき時期ではないと思います。神尾の住民から意見を聞かなかつたというお話もいっぱい出ておりましたが、何で議員も今までそこに言わなかつたことはないでしょうけども、議論を本気でしなかつたのか。そこは反省すべき点ではないでしょうか。

本来であれば、ここで誘致の利点を申し上げればいいんですけども、あまりに多過ぎます、利点が。あまりに当然過ぎて、申し上げるまでもないと、僕は思っております。今までの反省に立ち、これからの未来の和水町のため、この跡地をですね、御理解いただいて、推進いただくことを切にお願いいたします。これは私の願いでございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 原案に賛成者の発言も許しますよ。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） こんにちは。2番議員の白木です。

ただいま議題になっております議案第37号「財産処分について」ですね、賛成の立場から討論をさせていただきます。

もう今ですね、賛成討論で5番議員が言われたのでですね、ほとんどもう私が言いたいところはですね、ほとんど一緒なんです。ちょっと私なりですね、解釈というか、せつかく討論の原稿も作ってきましたので、読ませていただきたいと思います。

先ほどからありますように、私はですね、金額に対してですね、それが安いとか、高いとか、もう私はですね、ほかの自治体が見ている限り、跡地利用のですね、金額的なところを加味すると、十分な金額だと、私は思いますのでですね、ちょっと今から私の思いをちょっと述べさせてもらいます。

我が町は、合併以来、大変な人口減少になっております。働く場所がない。農業だけでは食っていけないなどですね、次の世代を担う人材がどんどん都会へ流出し、このコロナ禍で職を奪われた方が大勢いるのが、日本の現状というか、そういうところなんです。このままではですね、過疎は止まらないです。面積が広いから人口減少の我が町はですね、ただただ合併を繰り返して、町が存続してだけでいいのか。私はそうは思いません。令和3年度ですね、一般会計予算でですね、地方交付税がですね、昨年度、令和2年度よりも9,500万円の減額と、予算書を見ましたけども、町税や交付金が軒並み減額されている。そういう状況下でですね、ありがたいことです。企業が進出して、町の雇用、法人税を納めていただく。もう和水町にとってプラスであることは、もう間違いないんですよ。私は全協や一般質問などで常々町長も、副町長も御存じだと思いますけども、町の税収が増加するように、また、言い方は悪いですけど、町が儲けるような仕組みというか、そこをちゃんと考えてほしいと、今まで訴えてきました。和水町の農産物

を大勢の皆さんに食べていただく。そして、農家の皆さんの収入が上がることも大事でしょう。また、温泉、観光にいらしてですね、町でお買物をしていただくことも大事です。

しかし、一番大事なこと。これは町から人が消えないということです。これが何より、私は大事だと思います。暮らす人がいなくなったら、儲けも、町税もあつたもんじゃないですもんね、町がなくなります。企業誘致は全ての事柄を可能にする重要な政策だと、私は思っています。昭和50年代、私が小学生の頃ですが、その当時、九州東洋電装、もう大勢の社員さんがバスで送迎されておりました。そこ、九州東洋電装も元々は玉名北中学校の学校跡地、それを利用してできた工場であるということは、皆さん御存じだと思います。私どもの近所の若い人、その当時、三加和の相当な数の人が九州東洋電装には就職されていたと、私は思います。1番議員の御両親もですね、バスの運転手をされていて、私が子供の頃ですよ。バスが国道を通るたびに、手をふって、すると中から社員のお姉ちゃんとか、お兄ちゃんたちが手をふってですね、もうあの頃の、もうその活気ある、あつた町ですよ、その当時、三加和は。もうその町に戻って、戻ってというとおかしいですけども、それぐらい活気のある町だったと、今これだけ疲弊しておりますよ。次世代を担う子供がですね、都会にいかなくても、この和水町で生きていける。その環境を整える。これは町執行部と私たち議員に課せられた使命であり、責任だと思います。

先ほどの質疑でやたらと地域住民の反対があるように言われていますけども、説明会、私から言わせるなら、ちょっとあれは総会屋というか、何かちょっと説明会のような感じじゃない、なかったような私は気がします。地域住民の方々もですね、企業誘致に賛成という方は、もう大多数おられるということですね、皆さん分かっていたいただきたいと思います。

こういった理由からですね、私の思いだけですみませんけども、私は本案に賛成したいと思います。

これで、討論を終わります。

○議長（蒲池恭一君） ほかに討論ありませんか。

賛成討論ですか。

11番 森君

○11番（森潤一郎君） 11番、森です。

私は、この37号議案ですか。この問題につきましては賛成の立場から一言意見を述べさせてもらいます。

高巣町長はですね、選挙公約の中で一つ企業誘致を、ぜひ図りたいというのも公約の一つだったというふうに思っております。そういう中で、今回、願ってもないようなリングという会社が、何か進出をされるというような話が持ち上がりました。

私は、6年間江光寺区長をやりまして、その後、思いがけず町議会議員に立候補しろというような周りの方々の推挙を得まして、年がいもなく立候補をいたしましたけど、おかげで皆さんの御支持をいただいて、今2期目を務めております。そのときにですね、思ったことは、自分、最後の自分の人生で何ができるのかなど。もうこれはもう住民のための、いわゆる住民のために少しでも自分の最後の人生を生かせるならば、これはもう喜んでさせてもらおうということで、も

う最近ちょっと昨年、心臓のバイパス手術をしたものですから、8時間ばかりかけてやったものですから、何かその後遺症がまだなかなか残ってですね、なかなか足腰がちょっと弱りまして、ふらついておりますけど、体調はおかげで何とか元に戻りつつあります。

そういう中で、高巢町長にぜひお願いをしたいのは、いわゆる菊水、特に、菊水地区のほうは小学校の合併問題以来、とにかく何か町民が町民同士でいがみ合うような、大変な憎しみ合うような状態が生じておりました。そういう中で、何とか三加和側の方々の御尽力で今日までやってこれたわけですけど、私は、この我が和永町が少しでも住みやすく、そして、人口減に拍車がかからないような、そういう町に自分の力を少しでも役に立てさせたらいいなと思って、自分なりの議員活動をやっておるつもりでございます。

そういう中で、今回のこの話、ぜひ一つ高巢町長には、きっと決意はちゃんとされておると思いますけど、住民に対する説明あるいは行動、その辺について政治生命をかけて御尽力いただきたい。お願いを申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号「財産の処分について（旧神尾小学校・土地）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時17分

再開 午後4時31分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第34 議案第38号 財産の減額譲渡について（旧神尾小学校・建物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第34、議案第38号「財産の減額譲渡について（旧神尾小学校・建物等）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 1番、荒木です。

議案第38号「財産の処分について（旧神尾小学校・建物等）」の質疑を行います。

まず初めに、体育館において500人規模の避難所及び救急災害用ヘリポート廃止することとなりますが、その代替施設はどうするのか。町民グラウンドでは、山林が間近であり、ヘリポートの機能は離着陸に対して、事故のリスクが多いと考えられます。スカイドームでは、和仁川を渡らねばならず、降雨災害時における増水が考えられ、住民の避難にリスクが伴う現状が懸念されます。いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 災害時のヘリの脱着場等々の確保ということですが、正直申し上げて、まだ、このことについては協議を進めておりません。考えられますのは、神尾小学校もそれなりに、あの前の道が浸かったりもしますし、近隣でいいますと、今、荒木議員が懸念されていることもあろうかと思えますけれども、スカイドームの駐車場であったり、その隣の総合グラウンド等々を候補にですね、協議をこの後進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 1番、荒木です。

ヘリポートは、この地震が、今、昨日もありましたけれども、今日の夜中もありましたけれどもですね、ヘリポート、災害時におけるその意識、災害意識は非常に重要と考えます。よく先生方がおっしゃっていることはですね、災害の対応の先生がおっしゃっていることは、明日に備えることと、よくお聞きします。明日もし大災害が起きたときに、しっかりと対応ができる形ができていないと、私は心配です。一町民としても非常に心配ですので、どちらが優先かといわれると、やはり住民にとっては安心、安全を先に確保しておくことがですね、重要かと、私は考えます。そのあたりしっかり人の命、生命、財産かかっておりますので、しっかり考えていただきたいというふうに思います。

2番に移ります。

プロポーザルの要綱には、公平性、透明性確保のために事業計画を公開することがあるという記載があります。住民合意形成を得るために、住民説明会においてプロポーザルの事業計画の概要や売却先企業の決算書等の情報公開を求めた住民が多数いましたが、どうして一切公開しないのか。理由をお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えいたします。

プロポーザル、その後審査委員の要綱とありまして、審査した内容については、もう一切、公表しないということで、審査委員の中で話し合いをしております。

あと、事業計画等につきましては、今後、この議決が終わった後、本来の事業計画等がまた出来上がってきますので、その時点ではきちっと計画書等を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 計画書は、全部に公開するんですか。今んとはあれですよ、決算書までですよ。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 決算書等の公開等は考えておりません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 3 回目の質疑になります。

情報公開、私は透明性の確保をですね、しっかりと行政のほうに確保していただきたいがために、私は議員になりました。ですので、私はこの辺のしっかりとした全てをですね、しっかり開示していただかないと、やはり不信感を町民から抱くと、私は思っております。

3 番目になりますけれども、以前もお話があったと思いますが、誘致工場が万が一事故が起きたときの補償、町がですね、全面的に取り組むと、住民説明会でおっしゃってありました。その際ですね、公害をどのような想定で、どのような対策、どの程度の補償まで想定しているんでしょうか。説明をいただきたいと思います。

それと、もう一つ、コロナ対策の接種でですね、スカイドームを使用する予定になっているということですが、その際に、クラブなごみの利用ができなくなります。その際の対応、影響、今後の跡地活用事業でなくなる4か所の体育館について、スポーツ振興、生涯スポーツを管轄する教育委員会社会教育課から見てどのように受け止めているか。お聞きいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 荒木議員の1点目の災害といいますか、公害等が出た場合の町の対応ということで、お答えしたいと思います。

基本的には、公害防止協定とかを、後日、多分結ぶだろうと思っております。

しかしながら、先ほどあったように、今の中では熊本県の基準等は、ほとんどクリアをしておりますので、何かあった場合は、町長が先ほど述べられましたとおり、町としては精いっぱい対応をしていくということで、具体的な対応についてはいろいろな法的な問題、補償とかですね、あると思いますので、それに沿ったような対応に全力を挙げてやっていくというところで、具体的に何をやりますというようなところは、現在は決めておりません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 荒木議員の御質疑にお答えいたします。

スカイドームがコロナウイルスの予防接種会場になるということで、そのときの対応ということでございますけれども、まずは、そういった会場に決まりましたらですね、町民の皆様への周知徹底を図っていくことになるかと思っております。

その代替ということでございますけれども、同時に、その啓発、告知の中で町体育館ですとか、

三加和公民館の講堂ですとか、そういったところ利用できる場所をですね、併せて周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 9番、庄山です。

この案件に対してですね、建物、校舎、体育館、倉庫、プール、それからプールですね。企業の計画、企業の計画書の中で公表はできないというようなことですが、どれを残して、どういう方向で企業として使うのか。全面的にこれを全部潰して、平地になしての工場設置なのか。その点、計画の中で企業のですよ、企業の計画の中でこういうやつがあれば、教えていただきたいと思いますが、公表ができないというならば、それでも結構です。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの庄山議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回のことは詳しい内容につきましては、審査等のことで公表等はしておりませんが、今回の議案にありましたように、参考価格に対しまして、土地につきましては3,000万円と、建物につきましては7,000万円という金額を入れられております。このことによりまして、建物等につきましては、現状のやつ、現状のものを有効に活用したいという旨で、今回応募されていると思っております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。

本議案に対して質問いたします。

和水町の観光資産、天然の三加和温泉、そして国宝船山古墳、この二つは疑いようなない大きな二つだと思います。神尾小学校が、いわゆる売却されてしまった後、天然三加和温泉に何か影響があるかどうか。私は、影響があるというふうに思っておりますが、執行部のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 私は、影響はないと思います。同じ敷地内にあるならばともかく、川を隔てて、向こう側が温泉施設、こちら側が学校施設を、今度、工場に転換するということですので、今日までもそういう形できて、何も影響はなかったと思いますし、今後もそういうことじゃないかと思っております。私は全くそこは心配しておりません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。

天然三加和温泉、国宝船山古墳、次の世代に引き渡し、今のような豊かな状態で引き渡す。そのことを注意しながら開発をしていただきたいと思います。町長の答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今、おっしゃったことは、当然でございます。やはり我が町の宝である、その船山古墳、そして田中城、そして、この金栗先生の生家、そういったやつにつきましてはですね、当然、町としてもしっかりと後世に伝えていく。今日もそういう形で進めておりますので、これは途中でやめるといようなことは全く考えもないし、また、そういうことはないでしょう。当然、これは我が町の誇りである分はしっかりとですね、後世に伝えていくのが、我々の仕事ですから、よろしいでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。

私も防災の点で質疑させていただきます。

この案件についてはですね、一番最初に取り組んだのが、学校跡地建設検討委員会、もう7年前に、7年前かな。設立されて検討されてきたことだろうと思います。そのとき、検討委員会が答申をしたのは、学校を取り壊して更地にするというのが、ほとんどだったと記憶をいたしております。そのときは、もう体育館も、学校も更地になる。じゃあ防災施設として指定してあった体育館ですね、災害避難所として町が指定している。その代替案というのは、7年前から本来であればですよ、しておかなければならなかったと思いますけれども、なぜまだ代替案も出ないんですか。7年間何もしとらんわけでしょう。災害というのは、本当はいつ起きるか分からんとですよ。その点はどうですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 7年前からきちんと準備をやっとくと、言い換えればそういったことかもしれません。

最低でも、売買をしてあそこが使えなくなるまでにはですね、きちんと決定をしていきたいと思っております。

それと、これまで代替案と、いつでしたですかね。一般質問でございました。防災の施設ですね、東校区、西校区が使えない。基本的には公共施設を使っていきたいということです。福祉センター、それと和永町の総合体育館、分散型の避難所として考えておるところです。それと自主避難所につきましても、大体その半径5キロ圏内、真っすぐですけどね。そういったことで円を描きますと、大体網羅できるというところなんです。そういった代替案もですね、そういう直径ではありますけれども、そこを中心として網羅できる範囲をずっと潰しながら、ここここここというところで、福祉センターと体育館等々を代替案として考えております。

確かに、議員の御指摘のとおり、できるだけ早く取り組むべきだということです。その意見真摯に受け止めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 住民の方がですね、反対されている中に、そういった声はなかったかも分かりませんが、いや、本当は災害が起きたらどこに避難したらいいだろうかという不安も抱えておられる住民の方々がおられると思います。

だから、できるだけですね、早めにそういった対策というか、今、総務課長がおっしゃったようにですね、福祉センター、あばかんハウスですね。それとスカイドームがある地点。

それと、あと一つはですね、今、指定管理として使っておられる温泉センターですね、そういったところも、それと東小にしろ、西小にしろ、神尾小にしろですね、売却する業者さんっていうか、企業のほうにですね、できれば、もし万が一災害があった場合はですね、そういった協定を結んでいってほしいと思うんですよね。そうすれば、地域住民の方々もですね、少しは安堵感があるのかなと思いますので、ぜひですね、今、どこの地域でもやはり企業とか、学校とかですね、協定を、災害協定を結んでおられます。だから、ぜひそこをですね、実行していただいてですね、一日も早く地域住民の方々にその公表をされることをですね、強く要望いたしておきます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 売買をした後の民間の体育館、それと地区住民とのということです。なかなか売買をした後に、そこを避難所として使用するというのを、町で公表することは、それぞれ消防法とか、不特定多数の人をそこに案内するという形になります。その辺の法的な部分。

それと、常に電気、常にトイレ、常にきちんとした形を保っていただくと。浄化槽もそうですけれども、様々な維持管理があります。二百五、六十万円、月にかかります。そういったものが企業のほうできちんとやっていただけというような、そういうお話しも必要になってまいります。可能であるならですね、町じゃなくて、独自にその地域とそこの企業ですね、が何らかの形で協力し合える、そういった形を取ればと、これは具体的にはまだないですけども、そういう形でないと、町が間に入ってしまいますと、いろんな制限を受けてしまいますので、そのようなことも考えながらですね、今、議員が言われた御提案も含め、ちょっと検討をしたいと思えます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 議案第38号「財産の処分について（旧神尾小学校・建物等）」の反対の立場から討論いたします。

先ほども土地の際に、お伝えしましたが、一つ目に住民説明会の内容では、住民合意が得られておりません。本来、コンセンサス、住民合意を得られるよう、住民へのアンケートを基に最終報告を学校跡地活用検討委員会で決議した経緯があります。今回の手続は、これらを一切無視した住民不在の本議案となっております。

内容は、神尾小においては工場誘致という最終報告だったのでしょうか。温泉と絡めたグリーンツーリズムといった内容だったと思います。この結論を、ここの議場内にいらっしゃいます高巢町長、蒲池議長、森副議長、庄山議員を含めた委員の皆様で決められたのではなかったのでしょうか。跡地利用には、地域の住民の意向を十分に反映した内容にすると、公表したのではなかったのでしょうか。

私の感覚で申し訳ありませんが、住民説明会においてですね、1回目、そのほとんどが、2回目では竹下議員を中心とした僅かな方が賛成していただけない、そういうふうに感じました。学校跡地活用検討委員会何でもう一度、開かなかったのか。町民総参加型の進め方ではないと、私は感じております。

二つ目は、プロポーザルの内容についてです。

要綱を盾に一切の情報開示を拒否していること。透明性の確保に相反する状態であり、情報公開請求を行っても公開しないと、上原課長、石原課長は説明会でも発言されておりました。これにより、公平性への懐疑が住民の間に生じていることが挙げられます。なぜ情報を開示しないのか、情報公開請求は住民の権利といいながら公開しないと公言することは、住民の権利を奪っていることではないですか。住民の意向を無視したプロポーザルを容認することはできません。

三つ目に、起債の償還及び売却価格についてです。

第37号議案の反対討論でも説明しましたが、旧神尾小体育館は17年しかたっておらず、3,700万円が未償還の状態です。土地7,700万円売却すると一般財源として4,000万円が使用可能になりますが、工場奨励条例によっていろんな税の措置や、第5条に適用するといろんなあっせん等、便宜の供与があります。その辺の金額も明確ではない。第4条の適用では、税の不均一課税が減額、年間130万円となります。これは鑑定評価額、土地の鑑定評価額から出した数字です。

それから、第5条によって防音壁、そして直接的な補助金・助成金、労務や雇用者への住宅あっせんなど、これは一般財源からの支出となり、売却価格から差し引かれることと同じです。

四つ目に、防災施設として避難所としての必要性です。

旧神尾小学校体育館は、現在も避難所として指定されています。町長は年間200万円の維持管理のことをおっしゃっていますが、急遽必要となった場合はどうするのか。先ほどもお話あつ

たように、明日もし起きたら、しっかりと先の対応、対策、事前の準備は確実に必要だと感じています。これでは我が町が震源となった平成31年の震度6弱の地震や熊本地震、昨年を初めてする多くの豪雨災害など、適切な避難場所が必要ではないでしょうか。

五つ目に、温泉観光地としての弊害です。

観光地に工場を誘致した前例はあるでしょうか。工場跡地に観光施設を誘致することは多々あります。温泉観光に行く目的は何でしょうか。非日常を楽しむためではないでしょうか。自然や日本の原風景が色濃く残る我が町を楽しむために来るのではないのでしょうか。黒川温泉が成功した理由は、非日常、自然、日本の原風景が楽しめるからではないのでしょうか。工場を温泉の目の前に持ってくる計画は、それを全て放棄するのではないかと感じています。温泉観光施設の死活問題を近い将来に招くおそれが大きいと考えます。

六つ目に、雇用が増えるということについてです。

1回目の住民説明会では、毎年4人の募集を行っており、毎年4人の派遣社員で補っている。離職者はいないと説明をしていました。これを受けて、2回目の説明では毎年4人の計画を立てていると石原課長が説明しておりました。毎年4人の募集を行っているが、募集者は、応募者はいないので、派遣契約を。

(「議長、時間延長は言わんと駄目よ。」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) ここで、荒木議員、いえ分かっています。荒木議員ちょっと待ってもらっていいですか、すみませんね。

本日の会議時間は、議事の都合によって会議を延長いたします。

会議時間を延長します。どうぞ。

○1番(荒木宏太君) 六つ目に、雇用が増えるということについてです。

1回目の住民説明会では、毎年4人の募集を行っており、毎年4人の派遣社員で補っていると、離職者はいないと説明がありました。これを受けて、2回目の説明では、毎年4人の計画を立てていると、石原課長が説明していました。毎年4人の募集を行っているが、応募者はいないので、派遣契約を行っている。派遣社員は最短1か月、通常2から12か月程度の契約が一般的なものは、執行部の方は御存じでしょうか。派遣社員を毎年雇っているのは、あくまで募集4人分であり、正社員として4人が雇用が行われれば、募集されないのです。

要するに、毎年増員しているわけではないと判断できます。定年退職や離職者がいないということは、欠員が少ないということです。

また、説明会の際、事業が拡大したらと、事業が拡大したらという条件付の雇用拡大を説明していました。本当に拡大するのでしょうか。ましてやコロナ禍です。大分回復したとはいえ、自動車業界はまだまだ回復コロナ前の水準には程遠い、雇用環境も悪化し、求人倍率も2019年の1.6から2020年は1.18へ激減しています。手術も緊急性の低いものは先送りされ、医療費も下がって、医療機関の収入も減少しています。その現状を考えると、自動車部品である金型や手術用の医療機器の部品の製造工場、現状新規雇用は年間4人だけ、町長のおっしゃられている人口減少への対策となり得るのでしょうか。プロポーザルの計画が非公開で不透明な状況

で、町長は簡単に雇用の場が増えますとおっしゃっていますが、信じるべき根拠を示さず信じろと言われましても、納得できません。

売却先企業の雇用計画、財務体質などを知る決算書などの重要な情報、住民に対しても、議会に対しても一切公開しないのは民主主義に反する重大な問題と、私は考えます。

今後のまちづくりにも大きく影響いたします。工場を慌てて誘致するのではなく、和水町の目指す将来像、全体像を計画し、各地域における計画を行い細分化して、計画を実行していくことが最も重要だと考えています。

しかし、それらをお示しにならず、無計画にいきなり工場誘致、売却ありき、住民の意向を無視し、住民の意向を無視しています。私には多くの反対の声が集まっています。我がまちの将来のためにも、この提案には反対です。

皆さん和水町の将来のために、慎重な政治判断をお願いいたします。

この六つの理由により、反対を表明いたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 5 時04分

再開 午後 5 時17分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑の中で、総務課長より訂正の申出がありましたので、お受けしたいと思います。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 先ほど池田議員の避難所のところの御質問がございました。

それに対しまして、私が各小学校が使えなくなる前にちゃんと確保していきたいということで、決定をしていきたいということで回答したかと思えます。避難場所の決定に当たりましては、和水町防災会議条例がございます。それなりの組織、決まりがございますので、もし、使えなくなった場合はですね、それなりに先ほど申しあげました腹案の場所を確保して、そして、防災無線等々でその際もしっかり周知を重ねて、そういった運用をしてまいりたいというふうに思います。その上で、防災会議開催がありますので、様々な警察等も含めてですね、そういう会議の場でしっかりと位置づけて、決定はしてまいりたいというふうに訂正を申し上げます。

なお、ヘリポートにつきましても、この後、早速関係機関等々協議はしてまいりたいというふうに思います。大変失礼いたしました。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 2番、白木です。

ただいま議題に上がっております議題、議案第38号、財産の減額譲渡につきまして、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの37号議案でも、討論でも申し上げましたが、それに付け加えてお話をさせていただきます。

それと、その前にですね、先ほど1番議員から六つの項目について反対理由がありました。

しかしながらですね、昨年9月議会ですね、菊水東小学校の体育館などですね、あそこは避難場所に指定されておりましたけども、確か、私の記憶が確かならば、賛成されていたんじゃないかと思います。これで今回のこういう質疑をされることにおいてですね、整合性がとれているのか、ちょっと私は疑問でありますけども、それは別としてですね、ちょっとお話をさせていただきます。

私の母校であり、140年の歴史を持つ旧神尾小学校は、明治7年8月に野田・平野・太田黒、津田、岩の各村に尋常小学校として設立されたことから始まります。その後、合併等を経て、昭和8年、神尾尋常高等小学校に統合され、昭和16年、神尾国民学校になります。戦後の学制改革により、昭和22年、神尾村、神尾村立神尾小学校、昭和30年に三加和村立、昭和43年に三加和町立、平成18年の和水町発足に伴い、和水町立神尾小学校へ。そして、平成26年、小学校統合により閉校することとなりました。140年の歴史の中の6年しか、私は通っておりませんが、現在の校舎は、私が入学する昭和57年以前、1年前のですね、56年に完成し、私は1学年のときから新しい校舎で勉強することになります。真新しいランドセルとですね、黄色い帽子をかぶってうきうきしながら学校に通学していた頃を思い出します。思い出ばかりで浸っていても何も始まりませんが、昨年のお話は、変わりましたね、昨年の2回目の住民説明会の前に、数名の地域住民の方にお話に出向いたときの話をさせていただきます。

その方は、親子で農業をされていまして、企業誘致について説明をさせていただきました。そのときにですね、その方がおっしゃいました。もう農業じゃ食うていかれんばい、白木さん。あその企業に、企業が来るなら、うちげん息子ばやるごたつ、なんてことをおっしゃいました。冗談なのか、本気なのか、その真意は分かりませんが、労力に見合った収入ではないということですね、お話の中でうかがい知ることができました。

和水町の基幹産業は農業と、よく町長も言われます。みんな議員もそういうと思いますけども、私は本当にそれが、本当なのかなと思うことが、よくよくありました。和水町過疎地域自立促進計画によると、農業を主とした第一次産業は、約2割となっています。農業の収益低下による離農者の増加が要因と書いてありました。儲けないから継がない。継ぐものがないから農家をやめる。やめるから田畑が荒れる。田畑が荒れるから災害が起こる。負の連鎖が止まりません。企業誘致をすることによって、負の連鎖が止まるというわけではありませんけども、ここに勤めることができたとして、兼業によってですね、少しは改善する見込みがあるのではないかと、素人、私は農業はしていませんので分かりませんが、浅はかな考えではありますが、そういうふうに考える、感じる場所があります。

先ほどの討論の付け加えになりますが、学校跡地等検討委員会の最終報告書の、これからの跡地利用というところの最後の文言にですね、跡地利用計画は地域住民の意向を十分に反映した内容とするとあります。私は、地元選出の議員です。どの議員さんより地域住民のことを理解して

いると、私は自負しています。旧神尾小学校校区地域住民の大多数は企業誘致に賛成であることを御理解、御承知いただいて、それでも賛成できない方は反対していただきたいと思います。

これで、討論を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） なければ、原案に賛成者の発言を許します。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番議員、高木でございます。

私は、議案第38号に賛成の立場から討論をいたします。

先ほど1番議員から反対の意見、考え方、六つ提示されましたけれども、ちょっと全部書き留められませんでした。

ただ、おっしゃった学校跡地活用検討委員会の報告書とそごがあるのではないかという御発言がございました。私、手元に持っておりますけれども、最終ページ、9ページにまとめ、全体のまとめとして、これは個別の学校跡地活用についてではなく、全体の学校跡地について記述されているものと存じます。

跡地施設等は、町の重要な財産であり、この活用にあたっては、税収の増加、雇用促進及び地場産業の育成につながる方策を念頭に協議する必要があるというふうに、最後のまとめの段階で書いてございます。こだわり過ぎるのもどうかと、個別の報告にこだわり過ぎるのもどうかと思いました。

それから、税の減免等についても言及されておりましたが、これが永久に続くものでは、私はないと。将来的には減額、減免された税は入ってくると、その分をプラスではないですけれども、減免がなくなる時期が、当然まいります。

それと、もう一つ、避難所についてはですね、私も危惧する一人ではありますけれども、先ほど、総務課長の答弁のとおり、6月の会議までに検討し、対応するというお言葉がございましたので、ぜひそこは進めていただきたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたが、雇用の確保、それから税収の増加、そして地域の振興を考えたときに、必ずや将来において、町民の皆様は株式会社リングさんに進出してもらってよかったと思っていただけるものと、私は信じております。

もしも、この議案第38号が否決されるようなことになれば、町民の皆様に対して、雇用の場の確保と地域振興への期待を裏切る結果となってしまいます。

二つ目に、進出を希望されている株式会社リングさんにあっては、今後の事業展開の計画変更を余儀なくされる。それを考えますと、町民及び株式会社リングさんを初め、多くの企業の方々から町は信頼、町の信頼を失墜させる責任は大だと思えます。町の信用をおとしめる結果となってしまいます。

三つ目に、議会では今まで町に対して、雇用の創出、企業の誘致、努めるように幾度となく議

論をされてまいりました。もし否決するようなことになれば、その結果は免れないと思います。もし、これが可決されなければ、今後は神尾小学校には企業は来るなど、進めるなどということに等しいと、私は思います。どうぞ、良識ある議員の皆様方におかれましては、本議案に対して、御賛同いただきますよう訴えまして、賛成の討論といたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号「財産の減額譲渡について（旧神尾小学校・建物等）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第35 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（蒲池恭一君） 日程第35、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることに御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員の木原泰代委員の任期満了が、令和3年9月30日までとなっております。同様に、くまもと地方法務局長から人権擁護委員候補者の推薦について依頼がっております。後任候補者の推薦の提案を申し上げ、議会の皆様の御意見を求める次第でございます。

今回、人権擁護委員の推薦につきましては、引き続き、中央区の藤田にお住まいの木原泰代さんをお願いするものでございます。

木原さんにおかれましては、これまで人権擁護委員としての3年間を経験され、また、和水町役場で29年間保健師として頑張っておられます。現在、病院に勤務しておられます。木原さんは人格・識見共に申し分のない方ですので、人権擁護委員の後任候補者として推薦し、議会の皆様の御意見を求めるものであります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（蒲池恭一君） これで、提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後5時33分

再開 午後5時34分

---

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号は、お手元に配りました意見書のとおり、答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配られました意見書のとおり答申することに決定いたしました。

---

日程第36 同意第1号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、

日程第38 同意第3号 和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（蒲池恭一君） 日程第36、同意第1号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第38、同意第3号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までを一括議題とします。

同意第1号から同意第3号について提出者の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 同意第1号から第3号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、それでは同意第1号から第3号までの「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を一括して御提案申し上げます。

和水町固定資産評価委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

まず、同意第1号につきましては、住所が和水町江田4376番地、盛多真生氏、昭和47年9月5日生まれ。令和3年3月8日提出、和水町長、高巢泰廣でございます。

続きまして、同意第2号につきましては、住所が和水町岩2626番地1、有富孝一氏、昭和30年6月6日生まれ。令和3年3月8日提出、和水町長、高巢泰廣でございます。

○議長（蒲池恭一君） 町長、提案理由も言うてください。提案理由。最後でよか、まとめてよか。言うてある。している。そうですね、すみません。大丈夫です。

○町長（高巢泰廣君） 最後に、同意第3号につきましては、住所が和水町大屋703番地、豊後正弘氏、昭和31年10月18日生まれ。令和3年3月8日提出、和水町長、高巢泰廣でございます。

提案の理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員を選任するときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

3名のお方とも、現在、和水町固定資産評価審査委員会の委員を務めていただいております。

盛多真生氏は、現在、江田におきまして司法書士をなされており、町内の固定資産等について、

特に豊富な知識を有されております。

次に、また、有富孝一氏、豊後正弘氏は、元町職員であり行政経験があり、固定資産の事務等についても精通をされておられます。

3名のお方とも、引き続き、御継続してお願い申し上げたいということでございます。

以上、同意第1号から第3号まで、一括して御提案を申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これから同意第1号から同意第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論及び採決は、1議案ごとに行います。

これから、同意第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第1号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第2号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第3号「和水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

---

日程第39 同意第4号 和水町農業委員の任命についてから、日程第48 同意第14号 和水町農業委員会の任命について

○議長（蒲池恭一君） 日程第39、同意第4号「和水町農業委員の任命について」から日程第48、同意第14号「和水町農業委員の任命について」までを一括議題とします。

同意第4号から同意第14号について提出者の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） まず、同意第4号から第10号及び第12号から第14号まで、一括して御提案を申し上げます。

「和水町農業委員の任命について」の御提案でございます。

和水町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

令和3年3月8日提出、和水町長、高巢泰廣でございます。

対象者でございますが、第4号、和水町瀬川2239番地1、猪口琢真氏、昭和55年11月11日生まれでございます。

提案理由でございますが、和水町農業委員の任命につきましては、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

猪口氏は、菊水中央校区からの御推薦でございます。

第5号、和水町日平281番地、本山圭司氏、昭和29年4月4日生まれでございます。

本山氏は、菊水南校区からの御推薦でございます。

第6号、和水町竈門155番地、高木修治氏、昭和35年9月6日生まれでございます。

高木氏は、菊水西校区からの推薦でございます。

第7号、和水町焼米880番地1、有働憲一でございます。昭和26年5月3日生まれでございます。

有働氏は、菊水東校区からの推薦でございます。

第8号、和水町上十町372番地、池田弘昭氏、昭和31年5月10日生まれでございます。

池田氏は、緑校区からの御推薦でございます。

第9号、和水町岩4583番地、中畑昇氏、昭和24年3月3日生まれでございます。

中畑氏は、神尾校区からの御推薦でございます。

第10号、和水町中林543番地、金栗孝義氏、昭和28年12月10日生まれでございます。  
金栗氏は、春富校区からの御推薦でございます。

第12号、和水町中和仁771番地5、池田勝美氏、昭和39年7月9日生まれでございます。  
池田氏は、農業委員会玉名地方女性の会からの御推薦でございます。

第13号、和水町蜻浦1610番地、吉田広志氏、昭和33年10月9日生まれでございます。  
吉田氏は、玉名農業協同組合からの御推薦でございます。

最後になります。第14号でございます。

和水町竈門1907番地、菊川俊二氏、昭和40年3月30日生まれでございます。

菊川氏は、中立的な委員ということで、商工会からの御推薦でございます。

以上でございます。

御審議の上、御同意いただきますように、よろしく願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これから同意第4号から同意第14号について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論及び採決は、1議案ごとに行います。

これから、同意第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第4号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第5号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第6号について討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第6号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第7号について討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第7号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第8号について討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第8号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第9号について討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第9号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第10号について討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第10号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第12号について討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第12号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第13号について討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第13号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これから、同意第14号について討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第14号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、同意第14号は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第49 同意第11号 和水町農業委員の任命について

○議長(蒲池恭一君) 日程第49、同意第11号「和水町農業委員の任命について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、荒木君の退場を求めます。

(荒木議員 退場)

○議長(蒲池恭一君) 提出者の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長(高巢泰廣君) それでは、同意第11号の御提案を申し上げます。

「和水町農業委員の任命について」の御提案でございます。

和水町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、議会の御同意を求めるものでございます。令和3年3月8日提出、和水町長、高巢泰廣でございます。

対象者でございます。

第11号、和水町岩1137番地、荒木いつ子氏、昭和32年1月24日生まれでございます。

提案理由でございますが、和水町農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

農業委員会玉名地方女性の会からの御推薦でございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長(蒲池恭一君) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第11号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、同意第11号は同意することに決定いたし

ました。

荒木議員の入室をお願いします。入場を。

(荒木議員 入場)

---

**日程第50 同意第15号 和水町教育委員会委員の任命について**

○議長（蒲池恭一君） 日程第50、同意第15号「和水町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 同意第15号、教育委員会委員の任期を迎えるに当たりまして、教育委員会委員の任命について、同意第15号として上程をさせていただきます。

提案の理由を申し上げます。

同意第15号「教育委員会委員の任命について」でございます。

和水町教育委員会の委員に、下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

1、住所、和水町板楠247番地の3、氏名、藤井山京子、昭和38年2月16日生まれでございます。令和3年3月8日提出、和水町長、高巢泰廣でございます。

本同意第15号提案の理由を説明申し上げます。

教育委員会委員を任命するときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

補足いたします。

今回、同意を求めております藤井山京子さんは、現在、教育委員ということで御活躍をいただいているところでございます。

現在の任期は、平成29年4月29日から本年、令和3年4月28日まででございます。

藤井山さんにおかれましては、引き続き教育委員として御尽力をお願いしたいと思うところでございます。

任期は、令和3年4月29日から令和7年4月28日まででございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第15号「和水町教育委員会委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第15号は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第51 町立病院・特別養護老人ホーム検討特別委員会報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第51、「町立病院・特別養護老人ホーム検討特別委員会報告について」を議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

町立病院・特別養護老人ホーム検討特別委員長 坂本君

○町立病院・特別養護老人ホーム検討特別委員長（坂本敏彦君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

町立病院・特別養護老人ホーム検討特別委員会委員長の坂本でございます。

本委員会は、平成31年3月18日に議会の発議を経て設立し、今後の町立病院・特別養護老人ホームの方向性について検討をいたしました。

委員会を代表し、御報告申し上げます。

まず、和水町立病院の現状につきまして、御報告いたします。

町立病院は、昭和23年に開院され、病棟を昭和60年、外来棟を平成11年に、それぞれ改築され、病棟につきましては36年、外来棟につきましては22年が経過をしている状況にあります。

診療科目は、外科、内科、小児科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科があり、整形外科、脳神経外科、小児科につきましては院外医師による診療となっております。

令和2年2月現在の医療スタッフは、常勤医師4名、看護師、薬剤師、理学療法士、検査技師、事務職員など、常勤者75名、会計年度任用職員の医療スタッフは18名となっております。

病床数は91床を有しているものの、医療従事者等の不足により、稼働病床数は約50床程度での推移となり、入院患者数は年々減少傾向にあり、平成28年度と令和元年度を比較しますと4,500人以上の減少であり、新規患者の開拓が課題となっております。

また、令和3年1月の患者の平均年齢は、入院患者で85歳、外来患者で73歳と、患者の高齢化が顕著となっております。外来患者の地域別内訳は、菊水地区84%、三加和地区8%、町外者8%の割合となっております。

経営状態につきましては、過去10年間のうち、7年は赤字を余儀なくされているが、不採算地域の医療確保のための特別交付金、約2億2,000万円があり、令和元年度決算では黒字となっております。

なお、令和元年度末の累計負債額4億9,795万円を差し引いた資本残高は10億985万円余りを有しております。

次に、現状維持の課題といたしまして、医師の確保が困難であることが大きな課題であります。また、国の医療政策の動向により、特別交付金の維持、存続が図られるか不透明であり、今後、施設の老朽化に伴う改修や機器の更新が必要となってきます。

以上のことから、結論といたしまして、昭和23年に町立病院が開院されて以来、公立病院として町民の命を守り、地域住民の医療を担っておりますが、開院当時の社会情勢や人口規模、近隣の医療環境に大きな変化が生じていることや、将来の国の地域医療政策への動向、近隣の医療機関の動向を見極め、経営状態について7回にわたり審議してまいりました。和水町立病院の役割や町の財政状況等を考慮した上で、今後の町立病院の在り方と方向性について、町立病院特別検討委員会は、民営化に向けて進めていくよう意見の集約に至りました。

次に、特別養護老人ホームきくすい荘の現状について、御報告申し上げます。

特別養護老人ホームきくすい荘は、昭和47年6月、定員50床で開設。平成元年3月にデイサービスセンターを併設し、平成11年12月にはショートステイを増床し、現在に至っております。

管理棟、居室棟、さくら・つつじは今年6月で49年を迎え、居室棟もみじは31年を経過しております。また、熊本地震、和水町を震源地とした地震により建物に被害を受けたところもあり、被害箇所の修復はしたものの、建物や設備等の老朽化が激しく、修繕工事費で平成29年度が約900万円、平成30年度が約850万円、令和元年度が約700万円と維持管理費や修繕・補修費は今後増加傾向にあり、空調、照明、配水管など、多くの設備も更新時期を迎えております。

利用者の定員は、特養110名、ショートステイ10名、デイサービス30名と、合わせて150名の施設となっております。

職員数は、2月1日現在、特養・ショートで57名、デイサービスが6名、合わせて63名で運営をされています。

また、昨年からは介護士不足により、人材派遣から月2名から4名の派遣介護士で対応している状況でございます。

きくすい荘の利用率は、令和元年度が特養99.9%、ショートステイ1日平均5.6人、デイサービスが1日平均15.5人の利用となっておりますが、特養につきましては、ほぼ定員どおりの利用が行われている状況であります。平成27年の介護保険制度改正に伴い、特養利用者が原則介護3以上となったことなどにより、これまで90人程度が町内の方の利用でありましたが、待機者が減少、現在、和水町町内の方が80名、三加和地区25名、菊水地区55名の利用があり、ほか30名程度が近隣の市や町の方の利用となっております。

経営状況につきましては、平成26年度から一般会計からの繰入れを行い、平成29年度が約4,800万円、平成30年度が約2,400万円、令和元年度につきましては約600万円となっており、介護補償の大幅な引下げに伴い繰入れが常態化している状況にあります。

きくすい荘の現状の課題として、町内特養利用者の減少、建物・設備の老朽化による費用負担の増加、一般会計からの繰入れ、介護士等の人手不足などが課題となっております。

以上のことから、結論といたしまして、これまで和水町を担ってきていただいた利用者の皆様の安全と御家族の皆様の安心な環境整備を図ることが必要であり、町内の利用者の方の推移を考慮した定員数とし、新築による建て替えが必要であると特別養護老人ホーム検討特別委員会の意見の集約となっております。

以上をもちまして、町立病院・特別養護老人ホーム検討特別委員会委員長報告とさせていただきます。

また、これもちまして、町立病院・特別養護老人ホーム検討特別委員会を解散し、今後は、所管である厚生建設経済常任委員会での対応といたします。ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） これで町立病院・特別養護老人ホーム検討特別委員長報告についてを終わります。

---

## 日程第52 発議第1号 和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の期限を変更する決議について

○議長（蒲池恭一君） 日程第52、発議第1号「和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の期限を変更する決議について」を議題とします。

趣旨の説明を求めます。

和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員長 荒木君

○和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員長（荒木宏太君） 皆様こんにちは。（こんにちは。）

ただいまから発議第1号「和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査期限を変更する決議について」提出理由の説明を行います。

この議案を、別紙のとおり和水町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

次のとおり、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査期限を変更するものとする。

調査期限を、令和4年3月末日とし、議会閉会中も継続して調査・検討できるものとするものであります。

変更の理由は、今後の事業の進捗について継続調査及び検討する必要があるためです。

以上が、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の期限を変更する決議についての提出理由であります。

御審議の上、御採択賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号「和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の期限を変更する決議について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第53 発議第2号 和水町議会会議規則の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第53、発議第2号「和水町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。

議会運営委員長 高木君

○議会運営委員長（高木洋一郎君） 発議第2号「和水町議会会議規則の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

この提案理由でございますが、議会活動と家庭生活との両立支援策を初め、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など、議員として活動するに当たっては、諸要件、要因に配慮するため、育児・介護など、議会への欠席理由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産にかかる産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会の請願手続について、請願者に一律に求めておりました押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

これが、この規則案を提出する理由であります。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号「和水町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第54 陳情等の常任委員会報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第54「陳情等の常任委員会報告について」を議題といたします。

厚生建設経済常任委員長に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。

委員長から、審査の経過と結果について報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君） 厚生建設経済常任委員長の坂本でございます。

よろしく申し上げます。

本定例会におきまして、厚生建設経済常任委員会に付託されました陳情等の審査結果につきまして、報告いたします。

なお、審査につきましては、3月11日、12日、二日間、本町3階中会議室におきまして慎重に審査を行っております。

受付番号第142号「堤の埋立て事業に関する陳情書」の審査結果は、現在町道と県道、高速道路の雨水が藤田区所有の土地に流れ込んでいるため、それを河川まで完全に流す排水路を整備しながら、環境を行政が整えるべきだと考えます。

ほかの利活用につきましては、町と行政区がしっかりと協議していくこととし、採択といたします。

次に、受付番号第159号「町道西山2号線にかかる天神橋改築に関する陳情書」につきましては、不採択です。

理由につきましては、令和元年度に定期点検を実施、その後、令和2年7月豪雨により被災を受けたため、令和2年11月に再び点検を実施いたしました。被災状況につきましては、豪雨により河川が溢水し、桁上面と表層の境目に水が浸入し、鏡面舗装を流出させたと考えられます。

異常時点検を実施した結果、舗装の流出以外、特に豪雨による被害は受けていなく、上流川側面も流木等の衝突による欠損の発生は見受けられませんでした。

また、仮設年次が、昭和28年と仮設後67年を経過しているため、主桁や床板に浮きや鉄筋露出、ひび割れ等の発生が一部見られますが、架け替えが必要な損傷ではなく、計画的な補修に基づき、適切な時期に補修を行えば問題ないと考えられております。

舗装板につきましても、修繕済みのため、天神橋の供用に支障がないと考えられると、中和仁天神橋の評価結果が出されております。

今後は、5年ごと実施される橋梁点検を実施しながら、安心・安全に払拭していただくようお願いいたします。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査結果につきまして報告を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

---

○議長（蒲池恭一君） 受付番号第142号「堤の埋立て事業に関する陳情書」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

受付番号第142号「堤の埋立て事業に関する陳情書」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、受付番号第142号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長(蒲池恭一君) 受付番号第159号「町道西山2号線にかかる天神橋改築に関する陳情書」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。

受付番号第159号「町道西山2号線にかかる天神橋改築に関する陳情書」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、受付番号第159号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第55 閉会中の継続審査について

○議長(蒲池恭一君) 日程第55「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第56 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第56、「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第57 議員派遣について

○議長（蒲池恭一君） 日程第57、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定いたしました。

---

○議長（蒲池恭一君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本年1月、昨年に続き2度目の緊急事態宣言が11都府県に出されました。本県は、国の緊急事態宣言対象区域とはならなかったものの、感染拡大を防ぎ、医療崩壊を防ぐため、県独自の緊急事態宣言を出されました。

県内全域の飲食店は、午後8時までの営業となり、不要不急の外出自粛やイベント等の開催制限、テレワーク・時差出勤の推進など、厳しい要請と日常の犠牲を余儀なくされました。その後、本県においては緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありません。引き続き、しっかりと感染防止対策を取り組んでいかなければなりません。

緊急事態宣言により、社会経済活動の低下、失業者の増加など大変大きな損失も出ましたが、今は、新型コロナウイルスの感染症を防ぎながら、ワクチンの効果を期待し、一日も早くコロナ禍が終息することを願うばかりであります。それに向け皆様で行動するときがあると思います。

また、このような状況下であることこそ、将来の我がまちの姿を見据え、社会情勢の変化にしっかりと対応しながら、思い描いたことを着実に実現していかなければならないと考えます。

執行部におかれましては、令和3年度予算の執行に当たり、住民福祉の向上を念頭に、迅速かつ効率的に行われますようお願い申し上げます。

結びに、各位には、引き続き、町発展のため御尽力賜りますとともに、御自愛くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、令和3年第1回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

閉会 午後6時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員